

しかし榊原氏は、白河城わずか六年、慶安二年（一六四九）六月姫路一五万石に転封となった。同月十五日榊原忠次は、移封にあたって領民との混乱をなくすため、家中にたいして、公儀の条目を守り、白河の屋敷・家・立具・畠・樹木などにいたるまで取散らかさないようにすること、白河城下での買掛けはすべて支払い、白河領分の者にたいして非道なることを禁じるなど、十一カ条からなる「定」を布達している（『白河市史資料』集4 六、七頁）。

（菅田 宏）

第二章 幕藩制の確立と展開

一 白河藩の支配と矢吹

（一）本多氏の出自と白河入部

本多氏の 慶安二年（一六四九）六月榊原忠次の播磨国（兵庫県）姫路一五万石への転封にともない、そのあとをうけて越後国（新潟県）村上から本多能登守忠義が一二万石で入部した。

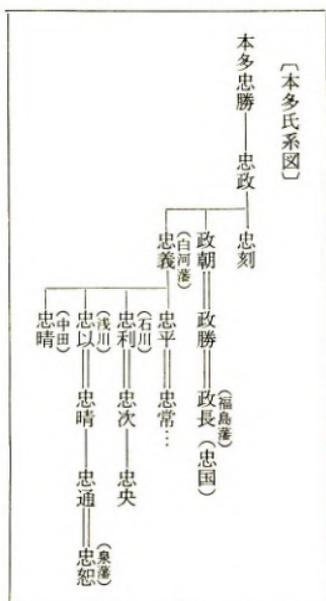
白河入部 本多氏はいうまでもなく、前領主榊原氏とともに、徳川四天王の一人、本多平八郎忠勝を祖とする譜代の名門である。忠勝は慶長五年（一六〇〇）関が原戦の功により伊勢国（三重県）桑名に封ぜられて一〇万石を領した。

忠勝の死後忠政が封を継いだ、忠政は徳川家康の長子岡崎三郎信康の次女熊姫をめぐっており、父祖以来の功勞、ことに大阪冬・夏両陣での軍功、さらには嫡子忠刻ただよが將軍秀忠の娘千姫の婿となったことなどによって、本多氏は將軍家と

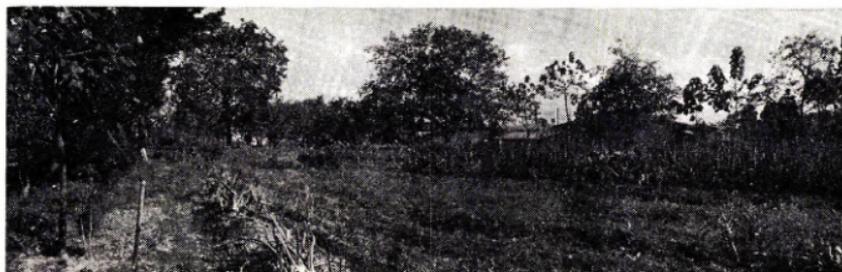
は重縁の間柄となり、元和三年（一六一七）七月伊勢桑名から五万石を増加されて姫路一五万石となった。また忠刻には部屋住いのまま千姫の化粧料として別に一〇万石が播磨国において与えられた。さらに忠政の女婿小笠原忠真は、信州松本城から二万石加増のうえ、播磨国明石一〇万石に封じられた。同年九月には忠政の二男政朝が上総国大多喜城から竜野五万石に転封を命じられたため、本多氏一族は播磨国において実質四〇万石を領することになり、世に播磨本多と称された。

しかしながら千姫の夫である本多忠刻は、父忠政よりも早く病没したため、本多氏は二男政朝が継ぐことになり、忠刻の遺領一〇万石は、忠刻の甥小笠原長次に六万石、忠政の三男で政朝の弟である忠義に四万石と分与された。寛永八年（一六三一）本多忠政の死去にともない、かつての所領竜野五万石は、忠政の弟忠朝の二男政勝に四万石、政朝の弟忠義に一萬石が与えられた。寛永十五年（一六三八）十一月姫路城主本多政朝は没し、子息幼少のため忠朝の二男政勝が入って遺領を継いだ。同十六年三月大和国（和歌山）郡山に移封となった。

この間、本多忠義は、寛永十六年三月二万石加増のうえ、遠江国掛川城主となり七万石を領した。ついで正保元年（一六四四）三月八日三万石を増加のうえ越後国村上一〇万石を領した。



慶安二年（一六四九）六月九日「故松平大和守直基子藤松直矩播州姫路を転じて、越後の村上をたまわり、松平式部大輔忠次奥州白河より姫路にうつされ、一萬石加えられ一五万石になされ、本多能登守忠義村上より白河に転封ありて二万石くはへられ一二万石になさる」（『新訂増補国史大系』40 徳川実紀 第三篇）とあって、いわゆる「三方替」で、姫路・村上・白河は、外様大藩の索制あるいは交通・軍事的要所を占めるところで、つねに譜代名門大名が配置された。



伝、本多能登守忠義別邸跡(矢吹町中町)

慶安二年七月四日幕府は使番林丹波勝正、書院番津金助之進胤清を白河目付として、また使番蒔田数馬助長広、町野左近幸長は越後の村上目付として派遣されそれぞれ城請取りをおこなった。とくに白河に派遣された伊丹・津金らは、同月二十九日役目を終え江戸に帰っている。

このとき柳原氏の所領となっていた岩瀬郡長沼など三二カ村、高二万六、〇〇〇石余は幕領に編入され、代官設楽源左衛門が長沼に陣屋を構えて支配したといわれる。

藩主本多忠義

新領主となった本多能登守忠義については『訂寛政重修諸家譜』第十一(二二七頁)、『当武枝葉集』・『武家勸忍記』・『編藩翰譜』などに

よると、慶長七年(一六〇二)伊勢国桑名において、本多美濃守忠政の三男として生れた。母は岡崎三郎信康の息女であった。初め忠光、唐之助、右兵衛、幸千代と称した。元和元年(一六一五)四月一四歳で大坂の陣に参加、翌五月七日の合戦で天王寺表で奮戦、敵と鎗をまじえ首級をえるなど武勲をあげたといわれ、同年閏六月十九日従五位下能登守に叙任された。

しかし性格は強気で手荒く、とくに『武家勸忍記』によれば、「本多能登守藤原忠義、奥州白川に居す、本知一三万五、〇〇〇石新地を開き運上課役掛物あり、都合一七万余、土地上也、年貢所納六つ或は七つ又は八つ、七つ半家中へ七つ在江戸の年、一〇〇〇石に付四人扶持、雑用銀少し渡す、国に獣魚鳥柴新多し、忠義文武不_レ知、利欲有て算勸を能し、考せこを入、民をむさぼり、佞曲にして行迹不義也、家人を召仕こと無理非道にして、或は改易、或は殺害する事数を不_レ知、故に侍疎む事甚し、暇を乞棄にして家を去事繁多也、国家の仕置ききこと言に不及、民困窮す」と記されている。忠義はたび



寛文12年 郷村絵図 安積・石川・岩瀬・田村・白河・安達
の6郡絵図の部分、300村は白河領(須賀川市立図書館蔵)

たびの所替えによる藩財政の窮乏もさることながら、性格的にもきわめて残忍であったといわれ、家臣のなかにはたまりかねて暇を乞い、主家を去る者も少くなかったというのである。

寛文二年(一六六二)十二月忠義は病気を理由に隠居し、剃髪して鈍斎と号し、白河八幡小路の矢津田川畔に九景地と名づけて住したといわれ、『白河古事考』には、矢吹村にも屋敷があったとされている。延宝四年(一六七六)九月二十六日白河において七五歳で没した。大信院本誓といい、菩提寺は白河城下随宝寺の跡久松寺であったが、後に大和国郡山の王龍寺に改葬された。忠義には男七人、女六人の子供がおったが、隠居するにあたって、次男忠利に石川郡の内に一万石、三男忠以に石川、白河郡の内に一万石を分封し、それぞれ石川および浅川に陣屋を構えさせた。また四男忠晴は三男忠以の養子となり、六男忠常は嫡子忠平の養子となった。

忠義は領内に苛政をおこなった反面、神仏には保護を加え、白河鹿島神社に神輿を奉納したばかりでなく、祭礼の方式を定めた。明暦元年八月には、白河城下龍水山常宜寺鐘を寄進し、岩瀬郡杵衝村(現長沼町)鹿島神社

を造営するなどしている。

嫡子忠平の就封

寛文二年（一六六二）嫡子忠平が父の遺領を継ぎ、白河郡の内六八カ村、石川郡の内三一カ村、岩瀬郡の内四十六カ村、合せて一〇万石の領知を賜わった。

〔陸奥国〕

白川郡之内高三万七千四百貳拾九石六斗三升五合、

石川郡之内高老万四千五百拾石四斗四升九合、

岩瀬郡之内高三万八百四拾四石三斗六升三合、

田村郡之内高老万七千貳百拾四石五斗五升三合、

都合拾万石別録在事、如三前々一宛引之訖、全可令領知之状如件

寛文四年四月五日

御朱印

本多下野守殿

忠平も父忠義と同様に厳しい藩政をおこなったが、天和元年（一六八一）七月二十七日一万石を増されて下野国（栃木県）宇都宮に転封となった。

また寛文二年十一月石川郡浅川に陣屋を構えた忠義の三男は忠以たかもとは、名君の誉れ高かった磐城泉藩主本多忠籌ただかすの祖である。同年従五位下、越中守に叙せられたが、寛文四年（一六六四）五月二五歳の若さで没した。この忠以は、忠義の子としては珍しく慈悲深かったようで、病気がちであったため甲子温泉に湯治にでかけているが、その逸話が「佐善雪溪」（『森鉄三著作集』第八卷 中央公論社）に、次のように記されている。

本多能登守殿奥州白河在城の時、三男越中守殿病氣にて甲子の湯へ入湯せられたりけるに、供して行きたりし医者を、旅宿に召して遣されければ、医者他行して参らず、定めて傍輩の方に出で在らんと、尋ねらるるに見えず、養生の爲に入湯せしに、医者として供してまいりて何方へ行きたるやらん、心得ぬことなりとて、越中守不興なりけるところへ、ややありて帰り来りて、馳せ参りたりければ、汝は何処へ行きたるやらんと問はれければ、爰より半里ばかりの村里に急病人これあり、ひたすら願ひ申し候間、御断は後に申上ぐべしと存じ、先づ参り候と申しければ、越中守殿甚だ感じて、汝夜前も久しく夜話し、今朝も早期より我が前に詰め居たりつる者の、僅かの休息の間にさやうなる心入れ奇特なりとて、却って悦喜せられ、扱て其の病人はいかなる症ぞと問はれければ、医者

答へて、病氣とは申しつつ畢竟飢につかれたる上のことにて候と申しければ、越中守殿申されけるは、当年の不作大騒さやうにこれあるべしと兼ねて思召して、奉行共に仰せ付られ、御救の貸米出されたところに飢民これあること心得ずとて詮議ありければ、奉行ども大分の貸米を貧民には貸さずして、富民のみ貸しりるなり、それはいかにとありければ、貧民は返納なりがたく、富民は返納滞りなき故あり、越中守殿、それは救にてはなし、手まはしと云ふものなり、役人さやうの心底にては、外にも飢民ども多かるべしとて、総べての供の者の一兩日の糧を残して、余りは近辺の貧民に施し、急に白川へ申し遣はし、米を取り寄せ、自身不知して配分せられたりけるが、猶も腹を据えかねて、役人どもの仕方を思へば湯治も面白からずとて、僅かに五、六日にして白川へ帰り、父公へ其の由を申されければ、能登守殿役人を塾居せしめられしことあり、越中守殿二十歳の時のことなり、父能登守殿異名を附けて、分別者として愛子なりけるが、二十余歳にて早世せられける、惜むにも猶余りあり、下下役人かくの如き愚計多し、この話がすべて真実とはうけとりがたいが、はからずも白河藩本多時代の貸米制度の実態を暴露している。

(二) 領内総検地と年貢徴収体制の確立

本多検地の実態

慶安二年(一六四九)二月幕府は有名な「慶安御触書」とともに詳細な「慶安検地条令」(『徳川実紀』二六頁五六頁)を施行した。この条令は、幕府の検地方針をもっとも明確な形で打ち出した最初の法令といわれ、幕領農村はもとより、諸大名もこの条令にもとづいて領内検地をおこなった。

慶安四年(一六五一)本多能登守忠義は、家老沢田九郎兵衛の進言もあって、領内総検地を実施した。

矢吹町の村々について、蒲生氏高目録の村高、白河藩主本多忠義による検地高、さらにその後の松平大和守時代の新田改め高を加えると、第1表「矢吹町村々高改め」のとおりである。

とくに慶安四年におこなわれた本多検地は、本高(元高)あるいは本田高として、蒲生氏高目録に記載された村高が、おおむねそのまま記載され、丹羽・神原時代の新田高を古新田とし、さらに本多氏による改出高および慶安検地の村高を高_メとして記されている。

こうした本多氏による総検地の結果は、白河領内の他村と同様に、矢吹町の村々においても大幅な改め出しとなってあ

第1表 矢吹町村々高改め

村名	蒲生時代		本多氏時代(慶安檢地)					松平大和守時代(元禄檢地)	
	文禄高目録	本 田	古 新 田	改 出	高	新 田	高		
矢吹村	石斗升 三五七・七	石斗升合 三五七・七	石斗升合 八五・八二・八	石斗升合 一八・三・五七	石斗升合 四七・二・二七	石斗升合 一・六四・五	石斗升合 四七・二・二七		
矢吹新田村			八五・八二・八	一八七・四・三	八五・八二・八		八五・八二・八		
松倉村	三五三・三	三五三・三	三六・一六	一八七・四・三	五五・一七・八		五五・一七・八		
三城目村	一五八・六	一五〇・六	八・五・二	二五九・九	一七二・四・八		一七二・四・八		
三城目新田村			二・八・六二	二五九・九	一一・八・六二		一一・八・六二		
明岡村	一三〇・六一	一三〇・六一	一九・三・九	五九・九・六	一八二・六・二	三・二・四・九	一八二・六・二		
明岡新田村			一七・三・九	五九・九・六	一八二・六・二		一八二・六・二		
柿ノ内村	一五三・四・三	一六二・五・七	一七・三・九	一〇〇・四・三	一九七・二・九	六・八・五・四	一九七・二・九		
中畑村	一一三・五・八	一六四・七・一	一七・三・九	三八・九・五・八	三〇九・九・五	九・一	三〇九・九・五		
中畑新田村		三三〇	一七・三・九	六七・三・三・七	三九七・三・四・七		三九七・三・三・七		
大畑村	二二・五・八	一一・五・八	六・一・七・六	五八・七・一・八	三三・四・七・四	三・二・九・八	二六・七・七・二		
中野目村	三三・四・三	三三・四・三	六・一	六七・三・九・四	三〇・四・二・四	三・三・五・八	三〇・四・二・四		
神田村	一八七・二・八	一八七・二・八	四〇	一〇四・一・七・七	四九・九・四・六・七	二・三・九・八	四九・八・二・五		
堤村	八一・三・四	八一・三・四	四〇	一五四・九・一・一	七六・二・五・一	二・三・九・八	二七・八・六・四・九		
須乗村	六四・六・六	一〇一・二・三・五	三三・二・一・八	一八・三・三・四	二〇・五・三・九	三・九・七	二〇・九・三・六		
須乗新田村			三三・二・一・八	一八・三・三・四	二〇・五・三・九		二〇・九・三・六		
大和久村	二五・六・八	二八四・三・一		三三四・九・七・六	五五九・二・八・七	一・五・七	五五九・二・八・七		

〔松平大和守様御代白川御領高付本田新田改出〕大信村 小針重郎家文書

らわれたのである。

本高三五三七七斗七升の矢吹村は、検地の結果四七二石一斗二升七合となり、増高が一一八石三斗五升七合、また本高一〇二石二斗三升五合の須乗村が、二六〇石五斗三升九合で、一五八石三斗四合が打ち出され、村高は大幅に増高に算定

された。この結果白河藩主本多忠義は、本高一万石、開発高一万五、〇〇〇石のところ、さらに三万七、〇〇〇石を打ち出したのである。いかに苛酷な検地であったかを知ることができる。

幕府がだした検地条令の前文「検地仕様之覚」に明示されているように、「鄉村之能成とも、悪敷成も、百姓之身上能成も悪敷も検地之仕様なり」として、検地が農民の「身上」を定めるものであることを示し、「検地水帳」が「五拾年も百年も乃至後々末代迄も致取納、高役をも勤む」規準となるべきことが定められた。したがって検地は厳正な規準のもとに施行されるべきことが命じられた。

しかしこの本多氏の検地は、「能登守様(本多忠義)御入部三年目、御領分中御竿御入成られ候刻、村々ニ山野の開き一作切りに作り申す畑まで、一步の所も残らず御繩入れさせられ候故、出高分分に罷り成り申し候」(『福島県史』八七〇九頁)と述べられているように、開墾地(きり)にまで年貢が賦課された。そればかりか、その後この開墾地が荒地になったとしても年貢はそのまま賦課された。また、新開きの田畑を有する村々には、毎年改め出しがおこなわれるという苛酷なもので、『白河古事考』にも「今白川の地畠迄も繩つまり、民間難儀此時より也」と記されている。

この慶安の検地帳は、「本多検」といわれ、いまなお白河藩本多氏の支配下にあった村々には残っている。検地帳は水帳あるいは地詰帳ともいわれ、年貢を賦課するための基礎となる帳簿である。一村ごとに土地(田・畑・屋敷地)を丈量(検地)してまとめた土地台帳であり、記載の内容は、一筆ごとの地名(字名)、土地の等級(上・中・下・下々)、面積、石高(生産高)、耕作者の順である。

とくに「本多検」では、無収穫同様の荒地まで耕作地として記載し、年貢を賦課し農民の生活を極度に苦しめた。矢吹町地域で、現在確認されているこのときの検地帳(地詰帳)は、次のとおりである。

慶安 検地帳

慶安三年九月奥州石川郡中畑村田畑地詰帳

慶安四年四月五日奥州石川郡中野目村田畑御検地帳

慶安四年四月五日奥州石川郡明岡新田村畠御検地帳

慶安四年四月五日奥州石川郡大畠村田畠御検地帳
慶安四年二月二十六日奥州白川郡三城目新田村御検地帳



慶安4年 大畠村検地帳（大畑 青木政義藏）

年貢賦課
の確立

本多忠義は、この領内総検地によって、年貢賦課の体制をつくり、藩財政の基礎を確立した。さらに榊原時代の年貢諸納に加えて新税をもうけた。その一つとしては、

〔『矢吹町史』2巻 資料編141-149/153〕

元和枘を廃止して、それより容積の大きい京枘に切り替えた。また年貢米の目減りを補足するためとして口米を丹羽・榊原時代から一石につき六升を上納させていたが、本多氏は別俵べつたわと称して二石について二升ずつを追徴した。このため領民は、年貢のほかには二重、三重に附加税が徴せられたのである。「別俵」のような不合理な年貢諸負担は、一旦課せられてしまうと、領主が替わってもそのまま、「天保八年白河藩領明岡村免定之事」〔『矢吹町史』編141〕にも別俵納があり、白河藩から越後高田藩の支配にかわった村でも、「天明三年矢吹村免定之事」〔『資料編141-159』〕などにおいて別俵納が受け継がれていた。また榊原氏以来夫食御種米と称して、農民に貸し出すことのできる米がすでに六、八八〇石余もあり、本多氏ときには、年三割の利米だけでも二、六〇〇石余にもなったといわれる。先述した本多忠義の三男越中守忠以の逸話のように、本来困窮した農民の救米として貸し出されるものであったが、実際には困窮者に貸し出しても返納されないで、富農にのみ貸し出し、藩は利米を稼いだのである。

御鷹餌犬は、御鷹狩のため鷹の餌となる犬を農民に割りあて、農民は犬一匹二分から三分で買い求め上納したが、これにたいして藩は一匹四〇〇文しか下げ渡さず、その差額すべて農民の負担となった。そのうえ本多氏は餌犬米と称して高一万石について米五石を徴収したのである。また白河城米として五斗入一万俵を年貢米として上納させたが、一俵について三升から五升の欠米を徴収し、江戸米についても、一俵について五合ずつをとった。

白河御蔵番給として高一〇〇石について米一斗と錢二五文ずつを上納させておきながら、実際の御蔵番に農民を強制的に使役した。このように農民は二重の負担を強いられたのである。夫役を年貢米や上納金にかえておきながら、夫役をも課するという二重取りは、御林下刈人足や白河奉公人などにもみられる。

忠平時代には、新たに年貢大豆にまで一石二升の別俵、山芋一〇〇石に二分、萱一〇〇石に一六束、芦一〇〇石に二束、苧大豆一〇〇石に一四把六分、鉄炮薬用としての麻穀・釘うつき・萩柴など御用次第、鶏の尾羽・米蔵下敷用ねこた菴むしらは御用次第、米蔵普請用材木・人足、江戸米出し人足、里漆かき上げ、金一分に二五〇文、池堤川除普請寄人足、諸大名上下のための駄賃馬賃人足などのたぐいである。〔福島県史〕8、(六四五頁参照)。

本多氏の年貢未納者に対する督促は厳しく、未納者を調べては繩をかけ、簀す巻まきにしてせめたたといわれ、恐れをなした領民は身を売り、妻子を売って年貢を上納する始末であった。白河領内は領民の困窮が増大し、いたるところで潰つぶ百姓ひやくしやう・田畑あま手余あまが統出して荒廃の一途をたどった。

天和元年(一六八一)七月本多忠平は宇都宮に転封となるが、忠平は転封に要する人馬の労役と前代未聞の青田刈の強行を厳命した。転封にあたって未進分の年貢をしやにむに取り返えして行こうという魂胆で、まだ実の入らない稲を刈り取らせ穀を鍋で煎り乾燥して上納させよとせよとせよといわれ、領内各村に足輕を派遣し人足をかり集めて穀を取りあげ、また白河の米相場は、一分につき米二斗一・二升であったが、三斗五升から六升で上納させるなど強奪にひとしいものであった。さらに人馬の労役は、高一〇〇石について、一人一匹を徴収し、人馬を出さないときは、人足一人四九五文、馬一匹につき九八五文という重い負担であった。

本多忠義・忠平父子の時期は白河藩における幕藩制の確立期とされている。しかし、本多氏の苛政は、その後明治維新にいたるまで、白河藩領民の生活困窮の根本原因として意識され、農民の訴願には必ずといっていいほど本多検地と年貢収奪の厳しさが引合にだされており、明治元年（一八六八）十一月白河・石川・岩瀬三郡の村々役人一同が新政府の民政取締所に提出した安石代要求の訴願にまで書き記されるほどであった。

(三) 天和元年白河領惣百姓訴願

天和元年（一六八一）七月二十七日白河藩主本多下野守忠平は、一万石加増のうえ下野国（栃木県）宇都宮一一万石に移封されることになった。また石川郡のうち一万石を領した本多長門守忠利は同年九月十五日石川から三河国（愛知県）挙母に移り、石川・白川二郡のうち一万石を領し浅川に陣屋を構えた本多弾正少弼忠晴も、同日三河国伊保に移封となった。かわって宇都宮から松平（奥平氏）下総守忠弘が入部し白河一五万石を領した。

松平氏は本多氏の年貢収奪の体制をそのまま受け継いだ。本多氏の苛政に耐えしのできた領民はついにその不満を爆発させ、全領民が結束して同年十二月、苛酷な年貢諸役の減免を要求する訴状を新領主に提出した。本多氏の苛政を逐一かかげた訴状に代表として署名している名主・大庄屋の数は一八〇カ村二〇七人におよんでおり、この訴願が文字通り「惣百姓」の結果によってなされたことが示されている。

しかし訴えは白河藩奉行所では埒があかず、ついに一九名の代表が江戸に登り幕府に訴えたのである。この訴状は、いまなお領内各村の名主文書のなかに写しをみることができ、矢吹町では、小針弥太郎家・岡崎長成家（矢吹町中畑）および、青木政義家（矢吹町大畑）に所蔵されている。その全文は次のとおりである。

「年々恐以三書付二御訴訟申上願

奥州白川領惣百姓



天和元年 白河領惣百姓訴状 (中畑 小針頼晴蔵)

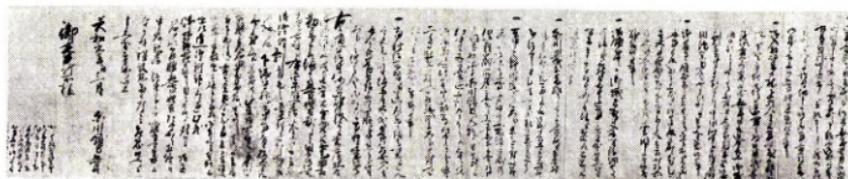
一本多下野守様当秋御所替之刻、未進万御借金御催促被遊候得共、困窮仕候百姓之儀御座候故、金子指上可申様無御座候由申上候得は、名主江は繩を御掛ケ、組頭江は籠舎、面々女房共之儀は人貢ニ御取、是も繩まで御掛ケ置、其上百姓をば半死半生之体御打擲ニ被成、青稻にて刈候而指上候様にと被三仰付候に付、当作之儀ハ下総守様江御年貢指上申候故罷成間敷由申上候得者、御奉行御代官衆よりは是非御取鍋煎仕候而成共致上納様被三仰付、村々江御足輕衆御附置寄人足にて御加勢被成、初にても御取又ハ米に仕金子にて御取被遊值其上只今は白川町米之相場金壹分にて付式斗尅升仕候処、尅分に付三斗五升六升尅ハ七斗之値段御取被成候付、大分之損米にて難儀仕候、右之仕合少ハ当御年貢御皆済可仕様無御座ニ迷惑仕申候事、

一神原式部大輔様御代には御年貢米之和辨五斗俵にて上納仕候処、能登守様御入部之刻より辨目殊之外太り御取被成、其上口米之外別俵と御名附老石にて式升宛御物成之外御取被成候ニ付、御年貢之外式重に指上迷惑仕候、今御所替に付右別俵米之儀は不_レ被三召上候様御勘定所帳面御除被指置候由、下野守様御奉行衆被三仰渡候得共、此分ケ立不_レ申候放当、御地頭様にも先規之通被三仰付候得者、愈百姓共最迷惑仕候事、

一奉公人之義前書ハ御相對にて御抱被成候所、下野守様御代に罷成御金附被成御給金少分に被下候故、奉公に罷出申者無御座候ニ付、村々之高に應し割合人被三仰付候、就夫百姓内訳にて増金ヲ以雇出し申候、此段被三聞召上其増金指上候得、左候ハ、奉公人割人にては御取被成間敷由被三仰付候ニ付、御領分中より尅ケ年金千七百兩宛指上申候、是まで余内金と御名付御取被成候、依之一兩年は御地頭様より人屋請御立に被成候得共、其以後人屋請御上右之通又割人にて奉公人御取被成右之金子も千七百兩づつ毎年御取被成候ニ付、二重に罷成金子出可_レ申様無御座、由申上候得共、然レハ秋中白川町相場米大豆にて指上候得と被三仰付、御年貢同前之米大豆御取被成候故、是又三重に罷成百姓迷惑仕候、然所替に付右之余内金御取不_レ被成様ニ御勘定所之小役帳面是も御除被三指置候由、下野守様御奉行衆被三仰渡候得共、其分ケ立不_レ申先規之通当御地頭様より被三仰付候得は、百姓共最迷惑存候事、

一能登守様御入部三年目御領分中御竿御入被成候刻、「御竿入ハ慶安四卯年中御領中拾五万石」村々ニ山野之開き一作切ニ作申畑迄迄歩之所も不_レ残御繩被_レ為入候故、出高大分に罷成申候、其後右之開き畑荒地に罷成候而も、御年貢ハ御引不_レ被_レ下尚又新開き御座候村々ハ御改毎年御繩御入被成候事、

一御領中に夫食御種米と申六千八百八拾石余御座候、此利米三割にて式千六拾石余、本高被御貸付之種米ハ毎年々之未進御座候、弥夫食米も年々未進にて御座候処、右之三割之利足毎年御取被成候に付百姓困窮仕候事、一御年貢米金之内夏成と被三仰付、毎年七月御取被成候処ニ出しかね申由被_レ及_レ御聞_レ金子出し申儀不_レ相成候



ハ、来ル九月白川町六市之直段ならしに致町相場米出し候へと被_レ仰付_レ納申候得は、御年貢同前に御米被_レ召上_レ候故百姓迷惑仕候事、

一 御入部以来御林下刈人足三年ニ一度宛出_レ候処、下野守様御代に罷成右之日用銭高千石に付銭四貫文之余_レ、毎年御取被_レ成、其上御城納薪として高千石に付三百束宛年々御取被_レ成利近年ハ薪切仲間郷中へ被_レ仰付_レ候故、村々より内証余内金出やとひ遣候ニ付是又迷惑仕候事、

一 御鷹之餌大米と御名附高老万石に付米五石_レ、毎年御取被_レ成、其上大も被_レ仰付_レ候様御取被_レ成候、尤是ハ老正に付代物四百文_レ、被_レ下_レ候得共、百姓指上候大ハ老正に付金貳分三分ノ余宛にて買調申候ニ付、何茂頭儀化候事、

一 御領分中いて御城米五斗入老万儀納候処ニ、老儀に付三升より五升迄年々欠米出申候、其上江戸にて欠米立申由被_レ仰付_レ又々老儀に付五合_レ、御取被_レ成候故、迷惑仕候事、

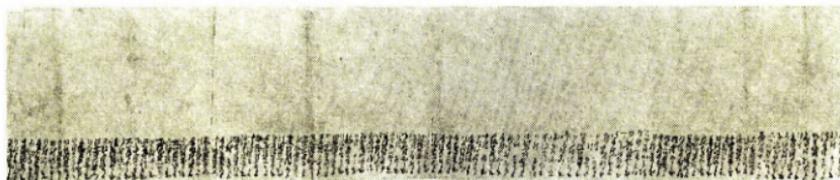
一 白川御蔵米番給として高百石に付、米老斗銭貳拾五文宛年々御取被_レ成、其上御米番も百姓に被_レ仰付_レ是も二重に相動迷惑に奉_レ存候事、

一 去申之耕作違イ申候故大分に未進御座候に付、百姓銘々御吟味之上或はすまき或ハ繩迄御掛ケ御催促被_レ成候故、身まで売又妻子迄売指上申候得共、相残ハ白川領内に入抱申者無_レ御座_レ候ニ付、御中間又ハ御売延二割金なとと御名附証文御取被_レ成候処、此度字都宮より御中間御売延金二名御赦免被_レ遊候へ共、相殘金大分に御座候へは、何共迷惑に奉_レ存候事、

一 当秋所替に付送り人馬之儀高百石に付老人老正_レ、被_レ仰付_レ、伝馬老正之代九百八拾五文人足老人代四百九拾文_レ、御領分中惣高へ被_レ仰付_レ、大分之伝馬人足銭出し申候に付百姓迷惑仕候事、

右之通被_レ仰付_レ何とも難儀仕候ニ付、前廉より数度御訴訟申上候得共、御有免無_レ御座_レ候故、無_レ是非相動來申候、依_レ之惣百姓共ひしと困窮仕候所、当御所替に付右之御未進御借金等御取立之御催促刺当毛之青刈までからせ御取被_レ遊候故、下總守様江当年貢指上可_レ申様無_レ御座_レ候、何共迷惑仕候、此冒御所替之節白川にて石尾七兵衛様・太田甚四郎様へ青刈之分御立被_レ遊被_レ下、向後は右之余内金別表米其外課役之品々御赦免被_レ遊被_レ下候様に御了簡奉_レ願候、先達而御訴訟申上候通、此度御地頭様御替目之節に御座候間、御慈悲ヲ以テ、憚惣百姓共たすかり相統申様に被_レ為_レ仰付_レ被_レ下候へ、難_レ有可_レ奉_レ存候、右之外課役数多御座候間、乍_レ恐口上にて申上度奉_レ存候、以上、

天和元年酉年十二月



白川領惣百姓

(名主大庄屋名省略)

『矢吹町史』2巻
(資料編14—三四四)

この訴状に署名した矢吹町の村々の名主は、大畑村弥五郎・堤村吉左衛門・神田村太兵衛・中野目村吉之丞・明岡村三之丞・明岡新田村六右衛門・須乗村弥右衛門・同村左五兵衛・三城目村十五郎・同村太郎兵衛・三城目新田村小右衛門・中畑村惣三郎・同村伝三郎・同村小一兵衛・松倉村市郎左衛門・大和久村市左衛門・中畑新田村惣兵衛・同村彦六・矢吹村孫右衛門・同村庄兵衛・矢吹新田村十兵衛・柿之内村全右衛門等が名をつらねている。

また江戸に登って訴訟におよんだ者は一九人おり、そのなかに三城目村太兵衛の名がみえるが、三城目村名主太郎兵衛ではないかとおもわれる。

すでに本多氏の苛政のところでは述べたが、この訴状の内容についてその大意はほぼ次のとおりである。まずは第一条で、本多忠義・忠平の苛政、とくに忠平の所替における未進年貢・拝借金の苛酷な取立の実状が述べられている。名主・組頭まで繩をかけて入牢させ、女房共にも繩をかけて人質にとり、百姓を打擲して半死半生の目にあわせて取りたてるなど目に余るものがあつたというのである。払えない時は青刈までして取り、全納分を米に換算するときは、金一分について当時は二斗一〜二升が相場であるのに、三斗五〜六升、籾の場合は七斗の割合で取り立てた。そのためとて当年の御年貢を上納することはおぼつかないとしている。

第二条では、榊原時代には年貢米は五斗俵で納めたが、本多忠義の代には、枿目は殊のほか太り口米一石に付六升をとられたうえに、別俵と称してさらに一石に付二升の米が余計に取られることになった。これはまさに年貢の二重取りで、度々その廃止を願ったが、うけいれられず、新領主松



平下総守もそのまま受け継いでいるのは不当である事。第三条、榊原時代までは、奉公人は家臣と農民の相対で召抱えられていたが、本多氏になって村高に応じて割り当てとなり、しかも給金が安くてなりてがないと、各村において増金をして奉公させるにいたった。農民はこれを金付奉公人と称し、それを利用した藩主は、奉公人余内金と称して、毎年一、七〇〇両を取り立て、いまでは年貢と同じになって負担させられ甚だ迷惑している。

第四条は、慶安四年の検地では山野を開発した一作切の畑にまで一步も残さず検地をおこない、年貢を割付けたので非常な出高となった。その後右の開発地が荒地となっても一向に高引がなされないで、これからは毎年検地をしてほしい。第五条本多氏より拝借した夫食御種米が領中あわせて六、八八〇石にもたっし、その利米が三割で毎年二、〇六〇石余が取りたてられるので農民はますます困窮している事。第六条御年貢米金のうち、毎年七月に夏成りとして取へ立てられているが、金納できない場合は、白河町六市の平均値段で無理やり上納させられ迷惑している事、第七条榊原時代から御林下刈人足を三年に一度ずつ出していたが、本多入部以後は、この日用錢として高一、〇〇〇石について錢四貫文余が毎年取り立てられることになった。それに加えて御城納新として高一、〇〇〇石に付三〇〇束納入させられ、近年は内証余内金で人を雇って出している状態である。第八条、御鷹の餌犬米として、高一万石に付五石の負担が加えられ、その上犬まで上納せよと命じられている。犬一匹につき四〇〇文下されてはいるが、実際には金二分から三分で買って上納している次第で、その差額はすべて農民の負担となって難儀している。

第九条、領内から御城米として五斗入で一万俵を上納するが、その欠米として一俵に付三升から五升も追加徴収され、さらに江戸で欠米として新たに五合ずつ割り当られ迷惑している事。

第十条、白河御蔵米番の給米として高一〇〇〇石に米一升および錢二五文を取りたてられたうえ、



元和元年 中畑村免相定事（中畑 岡崎長成蔵）

御蔵米番までも農民に割付けられている。これは二重取であり迷惑している事。

第十一条では、延宝八年の不作で年貢未進が多く、農民はすまきにされるなどの酷い仕打ちで催促され、妻子を売り、仲間奉公に出るなどして上納しようとしているが、それでも未納が多く、宇都宮からの矢の催促に難儀している。最後の第十二条では、当年秋の本多忠平所替にあたって、高一〇〇石に付人足一人、馬一匹づつ申しつけられ、伝馬一匹の代銭九八五文、人足代銭四九〇文を領内惣高へかけられ迷惑した事などが盛り込まれ、数回にわたって訴願したがゆるされなかったので、是非なく相勤めてきたが、このたびの所替にあたって余内金、別俵米、その他の課役の赦免を訴えたものである。

以上、白河藩としては、初めての惣百姓による大規模な愁訴であり、就封してまもない新領主松平下総守にとっては、大きな衝撃であった。白河藩全村において確めなければ断言することはできないが、少くともこの惣百姓一揆の成果とみられる年貢率の引下げがおこなわれている。すなわち、中畑村の年貢の免相を比較すると別表のとおりである。中畑村の天和元年十一月中畑村免相定事によれば、本田・古新田・慶安改出分・先代子年の改新田^{（補原時）}をあわせて村高二、二一〇石八斗二升五合に対し、一一石六斗四升五合の引高^{（郷蔵・屋敷・寺・川次等）}を除いて、すべて五割（五ツ）の年貢が賦課され、物成米として一、〇九六石五斗九升一合、これに口米六五石九斗七升五合が加わり、計一、一六五石五斗六升六合が、米納金納半にご徴収された。これに対して、愁訴の翌年にあたる天和二年十二月中畑村免相定事では、惣村高二、二一〇石八斗二升五合から前年の約倍にあたる二〇石四斗五升一合が差引かれた。その内訳は先代と同様一一石六斗四升五合は、蔵屋敷・寺屋敷・社領・池成川欠分の万引^{（万引）}で、当年はさらに畑方水損引分として八石八斗六合が差引かれたためである。

第2表 中畑村免相定比較

西 暦	年 月	総村高	引 高	免 率	成 米	口 米	二口米	米 方	金 方
一六六一	天和一二	石斗升合 三三〇・八・二・五	石斗升合 二・六・四・五	五分厘	石斗升合 一〇九・五・九・一	石斗升合 六五・九・七・五	石斗升合 二六五・五・六・六	石斗升合 五二七・八・三	四分銭文 一八九・二・八・三
一六八三	天和二三	三三三・〇・八・二・五	三〇・四・五・一	四・五・九	一〇五・二・八・二	六〇・三・二・三	一〇五・七・〇・五	五三・八・三・三	一七・一・八・八

年貢賦課率も四割五分九厘に引下げられた。この結果、成米一、〇〇五石三斗八升二合、口米六〇石三斗二升三合の計一、〇六五石七斗五合が、半石半永制によって米五三石八斗五升三合、金方一七三兩一分、銭八一八文となった。天和元年十一月よりは九九石八斗余、八・六パーセントの減となった(『矢吹町史』²卷)。同じようなことが「三城目村御物成高表」(『資料編141—194』²卷)でも知ることができる。

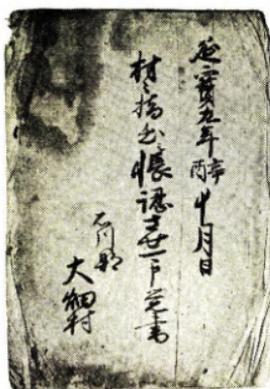
しかし、本年貢以外の引下げ要求は受け入れられなかったようで、口米・別俵・奉公人余内金・蔵米番給・下刈人足代・鷹餅犬米等の諸負担の廃止減免は認められず、むしろ榊原・本多両時代に設定された諸負担は、以後固定化されてしまっているのである(『福島県史』³、四八七〜四九〇頁)。

(四) 松平(奥平)忠弘の入部とその藩政

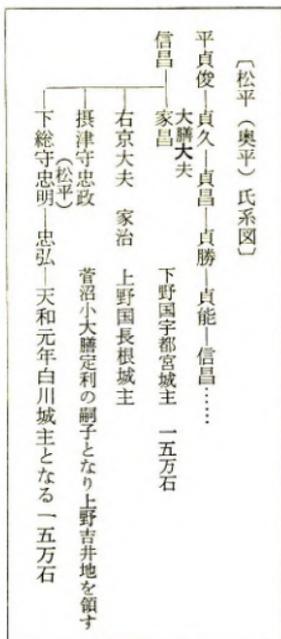
松平忠弘の出自 本多下野守忠平の宇都宮転封と入れ替わりに、宇都宮から松平下総守忠弘が入部し白河一五万石を領した。

『新編藩翰譜』卷二(人物往(采社刊))によれば、松平氏の先祖である奥平氏は、安芸国の住人赤松太郎則景という者が治承年間、関東に下り源頼朝に仕え、則景の二男が武蔵秩父の一族児玉の掣となって児玉庄左衛門尉氏行と名乗り、上野国奥平の郷に住み奥平と名つたといわれるが、三河国の奥平氏は、武蔵七党の中、児玉庄左衛門貞政というものが、初め南朝方に仕え、徳川氏の先祖とともに三河国に隠れ住み、土地の名によって奥平を称したともいわれている。

戦国時代は三河国設楽郡(とと)にあつて今川氏に属していたが、奥平貞能のとき松平氏に仕え、長篠の戦いに徳川家康に応じ



延宝9年 大畑村指出帳
(大畑 青木政義藏)



て功あり、家康に従って関東に移り上野国小幡（三万石）を賜った。奥平美作守信昌は、家康の女亀姫（後に加納殿）をめぐり、関が原合戦後初めて京都所司代、慶長六年（一六〇二）二月美濃国加納城一〇万石を領した。四男忠明は徳川家康の外孫のゆえをもって別に一家をたて松平氏を称し、慶長十五年七月伊勢国亀山において五万石を領した。

大坂の役の功により、元和元年（一六一五）六月一〇万石に増のうえ、大坂城に移り城の再建に尽力、元和五年大和国郡山城主、寛永十六年（一六三九）三月播磨国姫路城に移り一八万石を領したが、正保元年三月病没した。

正保元年（一六四四）二月嫡子忠弘が遺領を継いで一五万石を領し、三万石は弟清道に分封した。慶安元年（一六四八）六月出羽国山形に移り、寛文八年（一六六八）八月には宇都宮に転封となった。

松平忠弘は、天和元年（一六八一）七月二十七日宇都宮から白河に移封となった。松平氏にとっては七回目の転封であり、忠弘はこの年九月はじめて白河城に入部した。

新領主松平忠弘は、領内各地から村明細帳の提出を命じた。現在、「延宝九年十月石川郡大畑村指出帳」

領内支配

〔矢吹町史〕²巻「資料編141—199」・「延宝九年十月岩瀬郡下宿村差出帳之控」〔福島県史〕⁸頁九「延宝九年十月石川郡堤村指出帳」〔吉田清作〕等がのこされるが、下宿村

差出帳の表紙に「谷田川組九冊の内」とあるところからも、組ごとにとまめて大庄屋から代官に提出されたものとみられる。村明細帳は、今日の村勢要覧に該当するもので、村の概要が記されているが、この延宝九年の村

細帳は、村々の年貢・諸負担についてだけ詳述したもので、榊原・本多時代の年貢徴収状況を村ごとに掌握し、さらにそれを増徴しようとしたかは断言できないが、少なくとも継承しようとする意図は、充分推察することができる。

そうした新領主の意図をいちはやく知った領民は、先領主本多氏の苛政を逐一書きしるした「年_レ恐以_三書付_一御訴訟申上願」という訴願状を天和元年（一六八一）十二月に白河領惣百姓の名において提出したのであった。

すでにこの頃の領内郷村は、潰れた百姓が多くでた反面、富農階層があらわれつつあったことも事実で、富農民の手に年貢上納後も相当の米が残り、これを商品として売りさばく傾向も現われ、次第に農村に商品経済が浸透した。貞享五年（一六八八）五月の郷村掟書にも「一他領之者と金銀銭何にても出し合ひ商売仕間敷事」とあるように、藩側では、極力商人の抬頭を取締ったものの、変化しつつある農村にたいして藩は一向に手を打つこともなく、年貢を確保するためこれまでの方針を継続したにとどまった。しかも、郷村にたいする監視だけは、惣百姓の訴願などもあったため厳しさを増していった。先述した貞享五年の掟書によると次のとおりである。

〔前欠〕

一 常々道橋作置夜中風雨之時をきらいず人馬等無_レ滞往還之輩難儀無_レ之様ニ可_レ仕事、

一 不審成ものに宿をかすべからず、若しらすして借しあやし鉢有_レ之を見出におゐていたとへ縁者親類たりといふをも、早々其所之庄屋五人組迄可_三申聞_一事、

附、欠落者又へ病死之者有_レ之節ハ早々御代官江可_三相断_一事、

一 屋作其分際よりかろくいたすへし、但道筋之人宿仕輩ハ各別たるへし、食物常々雑穀を用へ八木狼ニ不_レ可_レ食事、

一 郷中におゐて御法度背事か非分有_レ之者候ハ、誰によらず、郷横目迄ひそかに可_三申達_一、若隠置後日に聞候共庄屋組頭越度に可_三申付_一事、

一 御用之儀にて郷中江出候もの有_レ之節、御用人衆郡奉行衆之判形井町奉行所より出候焼印札右之内いつれにても証拠として人馬可_レ出_レ之、触状等郡奉行衆証拠判有_レ之ハ村次ニ遣し可_レ申事、

一 郷中訴訟之儀有_レ之ニ庄屋組頭江申達御代官手前にて埒明申様仕へし、庄屋組頭に相違滞儀有_レ之か又ハ申かたき子細者御代官江訴可_レ申候、其上ニ而滞有_レ之者郡奉行所江可_三申出_一郡奉行所并御代官江申かたき儀ハ直に此方江可_レ訴事、

一 当御領内ハ不_レ及_レ申他領にても相替儀有_レ之者、郡奉行所江早々可_三申達_一事、

あいだに用水をめぐる紛争や水取上堰をめぐるの争いもおこった。秣場まきばをめぐる村方出入も各地に発生した。

貞享四年（一六八七）四月中畑村では新堰堀の願書を藩に提出したが、一方では新しい用水堀の開きくによって本田の水がかれてしまふとして、茂右衛門新田へ水を引くことを阻止しようとする紛争が発生した。貞享五年六月には、明岡村と松倉村の間で秣場をめぐる争いがおき、明岡村庄屋門谷茂惣平らは、松倉村を相手どって代官所に訴状を提出した（『矢吹町史』²巻（資料編141—1387））。元禄三年（一六九〇）七月には、中ノ目村は明岡・松崎両村の入会地とつら沢・秣場をめぐる争い、同時に中ノ目村・堤村・神田村・田地用水である平右衛門池を新田にすることに反対の訴状が、中ノ目村庄屋太右衛門から提出されるなど（『矢吹町史』²巻（資料編141—1388））、新田開発をめぐる村方の出入が各地におこった。

「土芥寇讎記」
 当時、幕府の隠密や目付の探索によってまとめられたといわれる「土芥寇讎記」（『江戸史料叢書』人物往来（社刊）一三四—一三五頁）には、松平忠弘の領地および藩政について次のように記されている。

「居城奥州白川自白川十八里余、本知十五万石、新地開運上課役掛り物等、外ニ三万石ニ及ブ、米能ク生ズ、弘ヒ不宣、年貢所納四ツヨリ六ツ迄、拜シ五ツ余ニ当ル、家中へ四ツ在江戸、百日替り、今程ハ日数少シ延ルトなり、模合并ニ人有扶持ノ積リニ渡ス。江戸国共ニ心易、家中不和ニシテ、心々也、地ニ禽獸柴薪有リ、川魚ハ多シ、海魚ハ不自由也、土地中也、奥州筋ノ海道タル故、城下ノ町ハ繁昌ス、政道ハ稠シカラズ、民ハ豊也、家人ハ動バ六ヶケ、鋪賣出来シテ、採合事及ブ度々、就中、養子宮内少輔乗昌（忠尚）、賢過テ、家中ハ様々稠シク当リ、且ツ列卒ヲ入詰メケル程ニ、前代下総守緩々ト使、遊長ソル輩、俄ニ稠ク辛キ仕置ニ迷惑シ、家人不落落、困窮ス、依之、古来ノ家老奥平金弥ヲ始トシテ、山田・黒屋等、宮内少輔ト不快ニ成テ、家中二ツ三ツニ別リ、騒動シケル程ニ、忽チ達上聞、宮内少輔ニ二万石配分、別家ニ依被仰付、家中漸ク静謐ス」

とある。

嗣子問題と藩内抗争

白河藩は、表高一五万石だが、他に新田開発によって三万石余があり、米はよくできたといわれ、奥州街道に沿って白河城下は繁昌し、町人は豊かであったと記されている。しかし藩内部は、一代で七回もの転封による慢性的な藩財政の窮乏もさることながら、それに複雑な嗣子問題がからんで、家老奥平金弥を中心とする門閥派と同じく黒屋数馬を中心とする新興実力派とも称された面々が、藩権力の獲得をめぐる対

立した。

まず嗣子問題について、松平忠弘系譜をたどってみると、次のようである。

松平忠弘は、嫡男清照が病弱のためこれを廃嫡したが、実際には、忠弘が若いとき側女との間にもうけた男子で、側女という卑しい母の素性と九州細川家よりむかえた正室の手前から、嫡子とすることを遠慮して廃嫡したのが真相のようである。

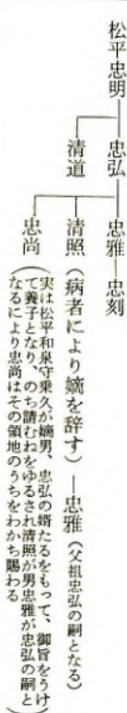
忠弘は、肥前唐津藩主松平和泉守乗久の嫡男で忠弘の女婿にあたる忠尚を養子にむかえたが、あまり賢明すぎて家中の者たちにきびしかったため、家中の動揺が絶えず、藩内のまとまりもなかった。廃嫡された清照に天和三年（一六八三）男の子が生まれた。貞享三年（一六八六）五月清照は不遇のうちに病没し白河円明寺山中に葬られたが、この清照の子が左膳忠雅である。藩主忠弘はこの孫忠雅を養子として、元禄元年（一六八八）十月忠尚には白河領内新墾の田二万石を与えて分知させた。こうしたことから、家督相続をめぐる家臣が二派に別れて御家騒動にまで発展した。

藩主忠弘は病気がちで、江戸藩邸に起居していたこともあって、国元白河城では、嗣子問題をめぐって家老が二つにわかれて対立抗争し、譜代家老奥平金弥派の家臣の多くが藩を退くという事件が発生した。

「土芥寇讎記」は、藩主忠弘について、次のようなきびしい評価を下している。

忠弘、生得愚魯ニシテ、然モ文武共ニ不学、去レドモ天性淳直ニ、倭奸邪曲ノ念ナク、穩和ノ人也、十八九廿（二十）分迄、無一取所一闕將タリシガ、壮年ニイタリテ、少々智モ秀タリト云リ、親父清明ノ時代ハ、物毎セハシカリシガ、当忠弘ノ時ニ至テ、大様ニ、家民安

〔松平忠弘系譜〕



住セシ、然処ニ、養子乗昌、養父忠弘緩々タル仕置ヲ俄ニ改替シト思、セハシク稠キ法令ヲ出シ、士卒ヲ惱マシケル程ニ、士民トモニ、乗昌ヲ疎ミテ、家中立別、混乱シケルト聞ク、是ト云モ、忠弘愚昧タル故ニ如シ斯

この時期は、世に「天和の治」と称された

第五代將軍綱吉の初政で、とりわけ大名には厳しくのぞみ、この時代に改易・減封された大名は、「大名廃絶録」によれば、廃絶三六家、減封一八家におよんだ。白河藩松平忠弘の御家騒動もいちはやく將軍綱吉の知るところとなり、「常憲院殿御実紀」(『新訂国史大系』43徳川実紀 第六篇 一四八頁) 元禄五年七月二十一日の条には、

松平下総守忠弘家士等騒擾し、數人退去せしにより、つねに家国の政治不良なればとて、奥州白川の所領十五万石并に府邸をも収公させられ、追て封地十万石を賜わるべしとて、別業に閉門せしめらる。宮内少輔忠尚も同じ、家司奥平金弥、黒屋數馬は家の長として、家士擾亂させし罪にて遠流せしめらる。

とあって、松平忠弘は白河領一五万石および江戸藩邸を没収されて閉門となり、家老奥平金弥・黒屋數馬は遠島に処せられ、松平忠尚も二万石を没収された。

元禄五年(一六九二)八月十六日、忠弘は閉門をゆるされ、出羽国山形一〇万石と五万石減封の処分をうけ、再び山形に移封となった。また松平忠尚は、元禄十三年に桑折二万石を与えられた。

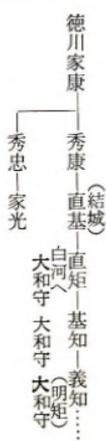
(五) 結城松平時代の支配と村々

結城松平氏は、徳川家康の二男で二代將軍秀忠の兄結成秀康の五男直基を祖とする。

結城松平氏の出自

『徳川諸家系譜』第二(統許書類從完) 第二(成会三四頁)によると、慶長九年(一六〇七)二月越前国に生れ、幼名五郎八、同十二年父秀康の遺言により結城氏を継ぎ五、〇〇〇石を賜った。同十六年四月京都において

〔結城松平氏系図〕



大御所家康、將軍秀忠に初めて謁した。寛永元年(一六一五)越前勝山三万石を賜わり、合せて三万五、〇〇〇石を領した。寛永三年八月十九日従四位大和守に叙せられ、松平を称した。同十二年越前大野五万石、正保元年(一六四四)正月、出羽国山形城に転じ一五万石を領した。同二年十二月には侍従に任じられ、慶安元年(一六四八)播

磨国（兵庫県）姫路城に移り一五万石を領した。姫路城は幕府にとって中国・九州など西国外様大名に対する重要な拠点であり、三代將軍家光は同族直基をここに配置したのである。しかし直基は、この年八月十五日四五歳で江戸屋敷において病没し、嫡子直矩がわずか七歳で封を継いだ。慶安二年六月越後国（新潟県）村上一五万石に移された。のち成人して従四位下、大和守より侍従に昇進し、寛文七年（一六六七）再び姫路城に移り一五万石を領した。

ところが延宝七年（一六七九）宗家である越後高田藩において、藩主松平光長の嫡子綱賢の死により、養嗣子をめぐって御家騒動がおこった。世にいう越後騒動で、藩主光長の弟永見長頼の遺子万徳丸を推す派と、光長の妹婿で家老の小栗正矩の子掃部を推す派に分れ三年にわたって争った。直矩もこれに連座して天和元年（一六八一）閉門となり、ついで翌天和二年豊後国（大分県）日田七万石に減転となった。

しかし貞享三年（一六八七）には出羽国小形万石一〇、ついで元禄五年（一六九二）七月白河一五万石に移ったのである。直矩一代で転封は五回、父直基からは八回に及んだ。

白河入部と藩政

たび重なる転封あるいは減封によって、結城松平氏の藩財政は、極度に窮迫し、白河移封に際して五万石の増加があったにもかかわらず、それは緩和されなかった。このときの白河領は、城付きとして西白河・岩瀬・石川・田村の四郡のうち一二万石、飛領として出羽国村山郡東根村付近に三万石であったが、内高は一萬九千四、二四四石余であったといわれる。

藩主直矩は、「土芥寇讎記」（『江戸史料叢書』人物）によると、大變評価が高い。

「直矩 生得寛然トシテ、将之威自ラ備リ、殊ニ文武ノ両道ニ心ヲ掛、或旧記記録ヲ好テ、古戦又雌雄主将ノ智愚・謀略ノ是非ヲ論ズ。生得勇智発明ニ、仁義ヲ正シ、忠節ヲ尽シテ欲セラル、人使ヒ能ク、家民ヲ憐ム事厚シ、物毎立派ヲ好ル故、家士奇羅ニ幣アリト云リ、美小人ヲ愛セラルト云トモ聊偏愛ノ氣ナシ、当時将ノ将ト、世以沙汰ス」

と彼はまた、歌舞伎をこよなく愛した風流大名で、白河に転封した翌元禄六年（一六九三）五月、江戸で鬘屑（おんせき）にしていた桐大蔵一座を白河に招き、城下桜町において興行させたといわれる。しかし九月にはいと一番丁「野郎か茶屋」から出



白河藩主松平大和守直矩の墓
天祐院殿鉄船道駕大居士（白河市円明寺）

いて死去した。松平直矩の墓は、白河城下の円明寺にある孝頭寺にある。法名は天祐院鉄船道駕大居士という。

基知の家督 相続と財政窮乏

直矩の没後は、次男基知が家督を継いだ。元禄文化の華やかなる時代で、参勤交替による江戸での生活には莫大な経費を必要とした。直矩・基知ともに本多氏以来の苛酷な租法を踏襲したが、それのままにあわず家臣の俸禄を借上げ、町人からも借財する等の処置で急場をしのいだ。このため家臣のなかには、武士の面目を保つことができず、一時出仕をも停止して家産の回復を計るという「潰れ」を願い出る者が続出した。元禄十四年（一七〇一）藩は財政窮乏の急場をしのぐため再三幕府に願い出て藩札を発行したが、いたずらに諸物価の高騰を招いたにすぎなかった。

こうした藩財政の窮乏にさらに拍車をかけるようなことが持ちあがった。宝永二年（一七〇五）の江戸本所川渡い手伝いをはじめ、宝永七年（一七一〇）江戸城吹上御殿の普請手伝、下って享保十年（一七二五）浅草蔵屋敷火の番などの幕府の課役がそれである。

火し、白河城下をほとんど全焼する大火に見舞われた。藩は焼失した清水御門および矢の御門の再建をはじめ家中屋敷、城下町の復興に全力をあげたが、この不時の災害によって、苦しい財政により一層拍車をかけることになった。

元禄七年の暮ごろには、町家の復興までかなりすみ、今までのように旅人の往来も活発となり、参勤交替の諸大名が宿泊できるまでになったといわれ、元禄八年正月には、白河城内において狂言がおこなわれている。

しかしこの年六月藩主直矩は、五四歳で江戸藩邸にお



白河藩主松平大和守基知の墓
仰高院殿実性英堅大居士（白河市円明寺）

藩は家臣の俸禄の借上げと町人からの借財でその費用を調達した。また農民に対しても翌年分の年貢の先納を命じた。相次ぐ年貢の収奪によって、農民は疲弊し、耕地を放棄する者が続出して、農地は荒廃し、かえって年貢の減少を招くにいたったのである。

藩内抗争

こうしたなかで宝永五年（一七〇八）、年寄早川茂左衛門は年貢減免と勸農政策をもって農民生活の安定をはかるといふ藩政改革案を提出し、早速実行に移されたが、相次ぐ手伝普請の費用捻出のため、家臣の削減と俸禄の半減を画策せざるをえなかった。これに対して反対派の土岐半之丞らは早川と抗争し、正徳三年（一七一三）に至って早川茂左衛門らの勸農派は失脚した。

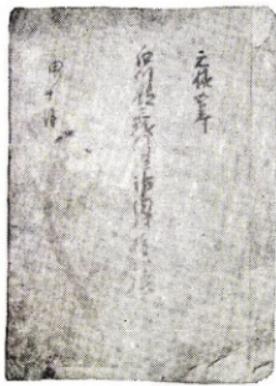
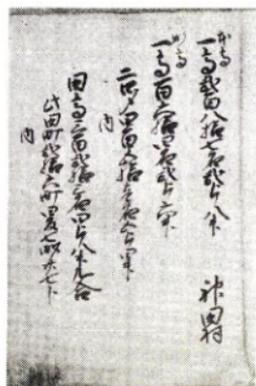
享保三年（一七一八）家老土岐半之丞の手で、再び農民に過酷な年貢が賦課されるようになり、翌享保四年の凶作にも藩は年貢を軽減しなかった。享保五年（一七二〇）、ついに全藩にわたる百姓一揆がおき、年貢減免と土岐一派の罷免を勝ちとった。

このように藩内抗争と農民一揆に明けくれたなかで、藩主基知は、享保十四年（一七二九）八月五〇歳で江戸藩邸に没した。仰高院殿実性英堅大居士。直矩とおなじ白河孝頭寺に葬られた。

直ちに、養嗣子義知（のち明矩）が家督をついだが、藩権力動搖のきざしはおおうべくもなく、藩士九名が老臣の秕政を難じて宗家に訴え出る事件あり、寛保元（一七四一）十一月姫路に転封となった。

財政の窮乏

元禄五年（一六九二）七月白河藩主となつた松平直矩は、同年十月郡奉



元禄5年 神田村指出帳 (神田 藤井ハル蔵)

行に命じて領内各村から村指出帳を提出させた。「元禄五年十月白河郡三城目組中野目村指出帳」・「元禄五年十月大畑村高反別小物成運上取調指出帳」・元禄五年十月三城目組神田村指出帳」・「元禄五年十月三城目組堤村指出帳」(『矢吹町史』2巻 資料編14) 等がそれである。それらの末尾には、いずれも次のように記されている。

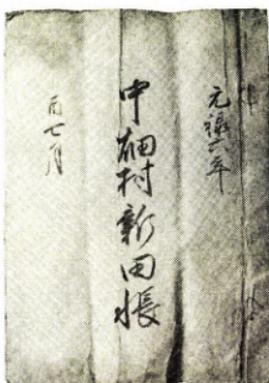
右之高反別本田能登守様御檢地帳を以、写指上申候、并小役品々先御代之通不_レ隠置_一書付指上ケ申候、若相違之儀も御座候ハハ、庄屋組頭大庄屋いか様之曲事ニも可_レ被_レ仰付_一候、依為_三後日_二如_レ件

すでに藩権力は確立していたこともあって、領民の期待に反して、本多検地をそのまま踏襲し、小物成も松平忠弘時代のままで、領民は相変らず過酷な年貢収奪に泣かなければならなかった。ちなみに神田村の諸役小物成は、「一高二百八拾七石式斗八升、諸役免許」とあって、御鷹野場鳥番として諸役が引かれていたのは、およそ次のとおりである。

「一口米成米老石ニ付六升宛納まり申候
一本米方老石ニ付式升宛別表納来り申候

一金式兩三分錢四百七十二文 夫金
但本高百石ニ付金老兩
一米拾三石
御成米
一金五兩老分錢貳百九文 余内金
内

老兩老分貳百九文 金者五月迄上納
四兩ハ 米者九・十月白川町市場相場平均直段
一本高老石ニ付式石宛
一 大豆五石七斗四升六合 納スミ



元禄6年 中畑村新田帳
(中畑 岡崎長成蔵)

但大豆貳升ニ米壹升宛代被下納米ニ指次申候
右と別表

一 大豆壹斗壹升四合九勺

納秤

一 但稗五升と米壹升宛代米被下納米指次申候

一 犬米貳斗貳升六合

一 但今高百石ニ付五升ツム納米申候

御鷹野餌犬ハ出不申候

一 糖六拾九俵 定納 壹俵ニ五十文

但高百石ニ廿四俵宛 御馬屋並ニ御家中御用之分納相残分、壹俵ニ付廿文宛納米申候

一 藁 五拾貳束、定納、壹束ニ付五尺なわ

但本高百石ニ拾八束ツム、右同断壹束ニ付廿七文ツム納米申候

一 金五両壹分

夏成金

内

壹両壹分 七月金にて上ル

四両 米にて上ル、但九、十月白河町市相場平値段

(下略)

藩主松平直矩一代の間に五度にもおよぶ相次ぐ転封で、藩財政は常に窮乏し、暴政をうたわれた本多氏以来の取奪をおこなっても、なお埋め合せすることは困難であった。

繩引制の実施

「元禄六年七月中畑村新田帳」・「元禄八年十月中畑村亥之改新田覚」・「元禄十四年九月白河藩領中畑村新田

検地覚」などにみるように、新田改めがくりかえしおこなわれ、また「元禄十二年八月中畑村田畑分ヶ相定証文」(『矢吹町史』2巻、資料編1)のよう

に、繩引制がおこなわれた。これは三年とか五年ごとに土地をくじ引で交替に耕作する制度であり、領主にとっては領内から一定した年貢を徴収することをねらっておこなったものである。

しかし、藩財政は一向に回復する気ざしはみられず、藩は、「勝手御差繰差支之御難儀」とか、「上御勝手至って御難渋」また「勝手不如意」として、家臣の俸禄を削減するいわゆる上げ米または御借上げと称される方法を採用し、家臣から願ひ出て一定期間内「借り上げ」が特に許されるという形式で実施された。三割もしくは半知借上げなどをおこない、家臣の生活が保障される程度の扶持米は支給されたのであろうが、しかし、中には侍としての身分を放棄したいとの願を出す者も出ている（『福島県史』⁸近世資料、料一「白河藩の欄参照」）。

富商からの借金も返済不能を見こされてままならず、結局窮乏を救う財源は農民からの収奪の強化以外にはなかった。領内各地の農民からのたびたびの減免願にもかかわらず、前に述べたような過重な年貢諸負担は継続され、あまつさえ、時には翌年の年貢の先納を命ずることすら強行した。負担の重さに耐えかねた農民の中には、耕地を放棄して町や宿場に流出・身売りする者が多くなり、荒地・手余り地は増加し、逆に年貢の減収を来すという悪循環をくり返した。

この時期の藩主、もしくは藩役人が地元富商や豪農から借金をしたが、その例として次の史料がある。

預り申金子之事

一金百五拾老兩三分ト銀三匁

内四拾五兩三分ト銀三匁 申西戌（元禄五、六、七年）三年分之利金年中老割五分相加金高如レ此

右者松平左膳殿台所為三入用ニ預り申処実正也、是へ去申年領り金可ニ返済之処、知行減少勝手難儀付及ニ遅滞ニ候、依之（中略）当戌暮より子之暮迄十五年賦ニ相定、老ヶ年ニ金拾兩銀七匁式分宛毎暮無相違ニ返済すレ申候、縦内外如何様之事有之候共、於此金子ハ無沙汰申間御候、為ニ後日ニ証文仍如レ件、

元禄七年戌十二月

河上善右衛門判

（以下八名の氏名連記を省略）

前田川大庄屋

遠藤与次右衛門殿

三城目大庄屋兼郷士 伊藤十五郎殿

右者松平下総守様御代御役人と相見得候

〔『矢吹町史』2巻
資料編14—130〕

これは、先代藩主松平下総守（奥平忠弘）の時代の元禄五年（一六九二）に、松平左膳（不明、多分藩の重職でかなり知行地を支配していた武士）が、前田川の大庄屋の遠藤家と三城目の大庄屋兼郷士の伊藤家とから一〇六両を年一割五分の利子で借り、同年藩主松平忠弘が山形へ転封されたのちも返せず、元禄七年にそのつもった三年分の利子四五両余と合わせて、一五一両金を十五年の年賦返済にするとの記文である。先代からすでに領内各地の豪農商からこうした借金をして、返済しないまま転封されているのだから、まして新領主結城松平氏が領内の富裕者から借金をしようにも、うまくいかなかったことは当然であろう。

藩札の発行

元禄十二年（一六九九）藩主基知は、老中阿部正武に白河藩の財政窮乏を訴え、かつて寛文元年（一六六一）越前福井藩の例にならって藩札の発行を願いだした。初め藩札発行に難色を示していた幕府も、元禄十四年（一七〇一）に至り、七カ年に限って通用を認め藩札の発行を許したといわれている。

藩は、翌十五年六月藩札（札銀）を円滑に流通させるため、領内に三カ条からなる布令を発した。

「一去年申渡ししの通り、町在ともに、弥々金遣み堅く相止め、札銀通用致すべきこと、

一内証にて相対致し、金を遣ひ或は札を金に替へ、或は金にて銭を買い申すものこれある旨、自今以後相背くものこれあらば訴人に出づるべし。同類たりといふとも、其の科をゆるし、急度御褒美下さるべき事、附り往還の旅人は各別のこと、

一上納金の儀、正銭にても、札銀にても勝手次第と申し渡し置き候へども、今年より札納にて収納いたすべきこと、
右の通り町在之急度申し付けらるべく候已上」

〔『一揆・震動・博徒』
田村栄太郎著 二二〇頁〕

正金・札銀とも同価に通用することを命じ、上納金も札納で収納するとしたが、実際は「時々の相場を相立て、売買物に割り懸け商候」というのが実態で、その結果は「諸色甚だ高直に相成り御家中別して難渋」とあって、家士はもちろん在方・町方も物価高に悩まされた（『福島県史』⁸五六八頁）。

「潰」の続出

とくに家士のなかには、借金があまりにもかさんで、従僕・馬・武具の常備はおろか、武士としての他にも名称がある。勤潰とは単に出仕を停止するのみだが、在郷潰とは村落へ引退し、休養するのであって、在郷潰は短日月に回復の見込のない者である（『一揆・雲助・博徒』田村栄太郎著二二二頁）。

このようにして家士の窮乏を「潰」によって打開しようとしたが、先述したように宝永二年（一七〇五）江戸本所川渡手伝の幕命は、さらに藩財政を窮迫においこんだ。藩はその費用を捻出するために、江戸藩邸の家臣土岐半之丞に命じて、京都の豪商吉田忠兵衛から金五、〇〇〇両を引き出した。このことは、後に藩主基知が土岐を家老に登用する一因となった。

預申金子之事

御袖判 合金五千両也

右者松平大和守殿、此度川渡御手伝御急用に付、無_二抱頼_一、右之金子儘に預り申所実正也、

此金子者、各別之分ヶ候間、縦早損・水損、其外如何様之指支出来候共、少茂無_二相違_一急度渡可_レ申候、為_レ其袖判如_レ件。
宝永二年西七月

老中

御用人

勘定奉行

吉田忠兵衛殿

定

一金貳千百五拾両 西霜月

一金貳千百五拾両 戌霜月

一金貳千百五拾両 亥霜月

右之通、三年切に皆済之御約束也。

西七月

宝永二年（一七〇五）七月に借入れて、その年十一月には、第一回目の元利二、一五〇兩を返済し、翌三年十一月、翌々年十一月、それぞれ二、一五〇兩を返済するというもので、返済総額は六、四五〇兩で、二年六カ月の利息は、一、四五〇兩という高利であった。

藩は、在国家臣は知行の十分の二、江戸・京都詰は、生活程度が高いといふことで十分の一を無期限に借上げたのである。実質的な減知であり、家臣はますます困窮し、潰の者が続出した。

農民の窮乏

一方領内農民に対しても、過酷な年貢負担は勿論のこと、翌年分の先納まで命じるに至った。そのため農民の困窮もはなはだしく、宝永六年（一七〇九）十二月「相渡申証文之事」（円谷善人）によると、

中野目村庄屋甚左衛門は、身体不如意によって村惣百姓が連判で庄屋増給田を願うなど、村役人層にいたるまで生活は容易でなかった。そのために土地は荒廃し、農民のなかには耕地をすてて白河城下や宿駅に流れ出るものが多くなり、この対策に苦慮した藩は、「元禄十三年二月中畑村新百姓取立一件」（中畑、岡崎）のように、新百姓を取立て夫食米稗馬金などを貸付けて保護につとめ、たびたび欠落人防止のための布達を領内に触れた。

一 覚

一 在中村々ニ而欠落致候者共、只今迄ハ一兩年も村帳面ヲ外シ不レ申宗門改之節ハ書上ニテ相済来候得共、向後ハ欠落致候者有之者、老ケ年切ニ宗門改前ニ願指出、村帳面外可レ申候、自今以後ハ宗門改之節書付上不レ罷成候、左様可レ相心得候、右通申渡置候上、宗門改之節間違等於有之者、大庄屋小庄屋可レ為ニ越度事、

一 妻子等有之候もの欠落致候ハ、帳面外シ之節離別致させ親元江可レ相返候、若他領より之縁組ニ而相返かたき誤成有之候者、

格別之事、

一 子共之義ハ男子ニ而も女子ニても離別之女之方と欠落候もの親類共相談之上、いつれへ附置候とも勝手次第第二可レ仕事、

右之通兼而末々百姓共江茂可レ申聞置一者也、

丑閏七月廿九日、

武右衛門

右御触之趣村々百姓水吞等迄可レ被申聞候、此状順々相廻、留村より可レ致戻候、以上、

八月朔日

伊藤十五郎

〔享保六年正月吉日万御用留帳〕中畑 岡崎長成家文書

村々では、欠落者の続出に頭を痛め、その防止につとめたのである。しかしながら藩の借財は増加の一途をたどり、農民収奪の強化→農村困窮→年貢減収という悪循環をくりかえしたのである。

(六) 宝永の藩政改革

早川の藩政改革

このような悪循環をたち切るべく、藩の年寄早川茂左衛門（一、二〇〇石取）は、農村復興対策を主とした藩政改革を宝永五年（一七〇八）に藩主大和守基知に対して、つぎの進言を行った。

白河領の租税少なきは、風土に基因せること、勿論其の一因なるも、風土のみに非ず、他の一因は、代々の領主、財政窮迫を一時和緩せんため、租税勞役を重課し、領民は開墾の資金、勞耕の時なく、田畑は開発されず、用水は少なく、古田畑は荒廢し、結局租税歳入を永久には自ら減少せるものなれば、租税を転減して領民を富まし、勞役を減じて田畑開墾用水開墾に、其の力を用ひしむるならば、荒廢古田畑の復活は勿論、新田畑は開発され、領民は富み、領民の富有は租税を増加するを以て、帰する処当家の財政の充実と成る。積年の弊政の爲め、税源は涸竭し、

従て財政は益益窮迫するに至るべく、暫時の苦痛を忍び、租税勞役を減ぜられん事を、且つ其の職郡代に任せられん事を

藩主は早川に郡代を兼任させ、その改革の実施を命じた。早川は十カ条からなる改革案を提示し、宝永六年から実行することとした。

その第一条は、税率の軽減で、数年間の豊凶を平均して毎年納付する年貢を定免と称し、平均收穫の三割五分を徴収する、これによって白河藩は、ある期間二割ぐらいの減収となる。

第二条は小物成などの雑税を大部分免租とし、その勞力を農業と副業にあてること。

第三条は勞役の軽減で、農耕を時間的に妨げるので、大部分を免除としたが、奥州街道並びに会津街道沿いの村々は、幕府の伝馬役がしかれているので、全免することは不可能である。そこで伝馬役を課される村と課せられない村と組合せ

をつくって、これに当ることにする。

第四条は荒廢田の復活を行うが、甚だしく荒廢した田畑は全免とする。

第五条は新田の開墾奨励。

第六条は灌漑のための用材の支給。労役に服せないほど窮迫している村には、早川が私財を投じて池を設けたといわれ、後世茂左衛門池と称された。

第七条は年貢滞納者の処分で、その滞納者の事情により、全免、減額、年賦納の方法をとる。

第八条は貧民救助で、その者の事情によって恵与・貸与の二種とし、米金を給した。

第九条は領民の債務で、返済期日を経過しても返済し難い者は、年賦をもつて返済するよう命じ、

第十条では、民政吏の更迭で、この改革上適當ではないと認められた者はことごとく罷免され、いわゆる良吏を登用するというもので、この改革推進の条々は新法と称された。

この早川の改革は、勸農政策をもつて農民生活の安定をはかり、農業生産の高まりとともに、武士層の生活の基礎を確

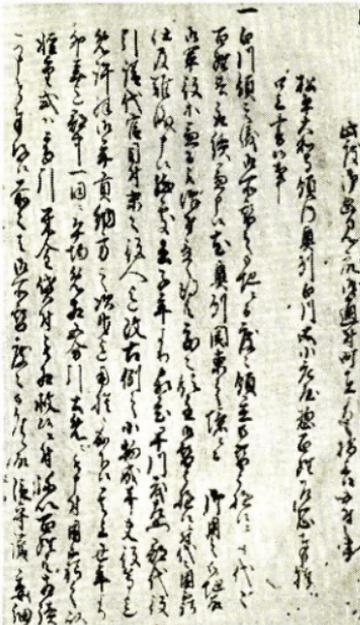
実なものとしようとしたものである。

宝永六年（一七〇九）五代
奥羽松前巡見 將軍綱吉が没し、六代將軍
使の来藩 に徳川家宣が就任し、宝永

七年（一七一〇）將軍代替りによる諸国巡見が
おこなわれ、奥羽松前巡見使として、御使番細

井佐次右衛門勝郎・小姓組北条新左衛門氏如・
書院番新見七右衛門正治が派遣された。

宝永七年三月一日「諸国巡視の御使いにささ



領主付通衆見御 宝永七年 御見衆御通衆見御
所替につき農民書上
(白河藩記録 前橋市立図書館蔵)

れたる御使番、小姓組番、書院番士らの一行は、將軍よりいとまを下され、公私の領知において江戸の御政に異なることあらば尋問し、帰府の後聞えあぐべしと仰付らる」として、同年四月奥州道中を下り、白河領の巡見から開始された。白河領では組合村の大庄屋以下領民の代表が巡見使一行を出迎え、「宝永七年白河藩記録」(前橋市立図書館蔵)によると次のような口上書を提出したことが知られる。

(宝永七年)四月十二日

此度御巡見衆御通付町在より差上候書付之事

松平大和守領内奥州白川大小庄屋惣百姓等、恐奉レ捧ニ口上書ニ候事、

一白川領之儀御所替之御地ニ而度々預主御替被レ遊候ニ付代々百姓共取統兼申候、尤奥州関東之境ニ而御用之御地故御軍役等兼而被ニ仰付有之候得共度々領主御替被遊候ニ付、代々困窮仕及ニ難儀ニ申候、然処去子年には家老早川茂左衛門郡代役引請代官目付末々役人迄改、古例之小物成并夫役等迄免許殊御年貢納方之次第迄用捨被成下候、其上五年より卯年迄郡中一同ニ平均免相五分引土免ニ被ニ申付、困窮之以ニ輕重ニ或ハ高引米金貸付被ニ相救ニ候ニ付弥以百姓共相統可レ申と奉レ存候、前々者御所替度々御座候故、從ニ守護ニ委細手当難レ被レ為レ成様と奉レ存候所、右之通被ニ相救ニ郡中うるおひ可レ申旨難レ有奉レ存候、依レ之永々白川城主と仰申度奉レ願候、右之趣罷登可レ奉ニ言ニ上ニ奉レ存候処、此度御巡見様御下着被レ為レ遊候ニ付、乍恐奉レ捧ニ口上書候、已上、
宝永七庚寅年四月

御領分中 大庄屋

同 小庄屋

同 組頭

同 惣百姓

(「福島県史」8 近世資料1 七二二―七二三頁)

また別の記録には、組外村々から「奥州白川松平大和守領内両海道百姓等、恐奉ニ言ニ上ニ候事」(前掲同書(七三頁))とあって、ともに松平大和守および早川茂左衛門の善政に感謝し、かつ永久に白河藩主として留ることを願う深謝状を捧げたのである。

しかしながら、この年正月幕府より江戸城吹上御殿の手伝普請を命じられ、この工事に要する毎日四五八人の人夫と多額の費用の捻出をせまられたが、早川の勸農政策によって農民負担の軽減をはかったため、かえって藩の収入減となり、やむなく土岐半之丞を京都に派遣して金策にあたらせたが思うにまかせず、早川は家臣の知行半知を強行して吹上御殿手

伝い普請の費用の不足を補うこととした。

この強行策は、当然のことながら潰れの続発をまねく結果となったが、早川は幕府首脳に対して松平大和守の家臣削減を内願した。当世風というならば、人員整理の許可を求めたのである。失職の危機にさらされた家臣が動揺し、やがて新法反対がたかまった。藩主基知は、こうした藩内の動揺を静めるため家臣に告諭する一方、家臣救済資金として正徳元年（一七一二）正月白河藩の分領である出羽国村山郡の鈴木八右衛門から四、〇〇〇両を借り入れることに成功し、一時的にせよ家臣の動揺はおさまった。

土岐半之丞の登場

しかしながら、白河藩主松平大和守が京都の吉田忠兵衛から土岐半之丞を通じて借り入れた金子は、正徳二年（一七一三）正月で五万三、六〇〇両余と銀二二貫余の多額にのぼり、翌三年吉田家から融資は断わられた。土岐は借金の原因や家臣たちの半知は、農民救済を重視した早川の勤農政策が原因だと、藩主基知に早川の罷免を求めた。国元の家臣のなかにも家臣を犠牲にして農民を救う早川の政策に反対する者もかなりあって、基知はやむなく早川を罷免し謹慎を命じた。同四年四月郡代職に浦野与左衛門・長尾伴藏の兩人を任じた土岐はすみやかに旧法に復し農民からの収奪をはかるべきであると説いたが、「在中騒ぎ申す様なる儀に罷り候ては如何に候」と、農民の一揆を恐れて正徳五年四月までは、旧に復することを躊躇していたようである（『福島県史』⁸五五四頁）。

守旧派の中心人物とされた土岐半之丞は、その親八郎左衛門の時、出羽山形において松平大和守直矩に新規召抱えとなり七〇〇石を給され、元禄十三年五月白河において半之丞は家督相続をした。以来江戸屋敷詰として宝永二年京都の吉田忠兵衛を説いて五、〇〇〇両の融通をうけ、これが昇進のきっかけとなったといわれ、土岐自身も自藩の財政改革を遂行することが自己の昇進の近道と考え、早川茂左衛門に対しては、「名を好むより、新法を行ひし者、君に忠なる者は、財政窮迫の際、斯の如き無媒の改革をなす可からず、君を第二とする不忠者なり」と主君大和守に進言したといわれる。

土岐は七〇〇石に三〇〇石加増されて一、〇〇〇石を食み、正徳五年五月家老職に任じられた。同年十一月かねての通り江戸家老土岐半之丞、国家老小河原武太夫・同白井権太夫の連署で、「御領分中百姓困窮に及ぶに付、先年より御容赦



関川寺本堂（白河市愛宕町）

を以って御手当成し下され候、最早年数も相立ち候に付、当春仰出され候通り、先規古法の如く申しつけられるべく候。此旨大庄屋共へ申し渡さるべく候ものなり」と早川の勅農政策の破毀を郡代富田郷右衛門、同堀江孫左衛門に通告し、両名から大庄屋に通達することを命じた（『一揆・震動・博徒』田村。栄太郎著三七・三八頁）。

抗争の激化と 早川らの失脚

このように土岐半之丞らが旧法復活をねらって公然と動き出すと、かえってこれを不当として土岐排斥（はきき）のきざしが見えた。しかしこれをいち早く察知した土岐は、享保元年（一七

一六）六月早川らの勅農派の家臣五三人を改易、追放、閉門に処すなど弾圧を加えた。これにたいして土岐半之丞は五〇〇石の加増をうけ、一、五〇〇石と優遇され、江戸詰の杉崎与右衛門は二〇〇石の知行を得て、土岐派の筆頭として白河に戻り、享保三年（一七一八）四月代官などに藩役所の経費節減、古法による年貢収奪を断行した。

しかし、早川茂左衛門の嫡子で年寄役早川衛士や沼田四郎兵衛らは、なおも勅農派の主張を貫こうとしたため、またまた土岐の弾圧をうけることになった。このときは郡代富田郷左衛門、嫡子豊治まで領民に寛大すぎるとして追放に処したのをはじめ長尾半太らまで十余人におよんだ。とくに早川茂左衛門に対しては剃髪を命じ、嫡子衛士には捨扶持二十人が与えられた。茂左衛門は名利白河関川寺に仏弟子として入ることにしたが、それをも許さず、早川父子らに城中に帰るよう命じたが、茂左衛門はひとたび出家した以上は帰れぬとつばねた。また関川寺住職鳳山も早川父子らをかばったため、早川父子の関川寺よりの外出を禁じ、白河町民の関川寺への出入りを停止するなどした。これによって早川派は影をひそめざるを得なかった。これにひきかえ土岐派の杉崎与右衛門は、十月一〇〇石を加増され大目付次席に昇進した。

（菅田 宏）

二村の生活

(一) 農村の生活

困窮の累積

前項(三二二頁)で述べられた本多能登守支配時代の「慶安検地」によって、太閤検地以来の小農民自立政策および農民からの年貢諸税増徴政策は一応完遂した。この検地により農民の困窮度は、続発する災害とあいまって急激に深まっていた。

延享四年(一七四七)のものと思われる「高田領奥州白川郡岩瀬郡田村郡石川郡村々覚書」(大信村小針家文書「累積」(史)8七九二頁以下)は、この様子を次のように記している。

(上略)御改出(慶安検地のこと)以後、百姓共相潰、田畑手余り年々荒所に相成候ニ付、持分甲乙出来(不平等となり)仕候、依之年廻りニ田畑分ケ直シ、高拾石ニ付何反何畝歩持と相極候、然共次第(に)荒地多反別少ク成候故、年々割減ジ申候様ニ罷成(中略)御年貢並村方諸用雜割米金錢迄も村方平均割当、時之持高懸リニ仕候ニ付、余り高荒地分相弁候故、困窮村々百姓共銘々夥敷出方ニ罷成候、依之御領主より御勘弁ニ而相応之手当御座候得共、御年貢諸御役懸り村方方雜割等百姓共銘々当時作り高之外ニ懸り物相弁申候故、禿者多罷成候(中略)、百姓共潰レ段々田畑村方ニ而手余り候分御引被ニ成下候得而ハ際限茂無之事ニ御座候、併村々困窮之上ハ年々御しらべ引高等被ニ成下候、然共惣村人少ニ而作方手余り、次第ニ荒地多、村中ニ而年貢諸役、償候様ニ成行申候、右之通(に)御座候故、役人馬之儀高懸リニ而ハ難決仕候(中略)、毎春持高割之時分、其年之禿百姓之新余り高御座候得ハ、其村百姓之内子供之成長又ハ、嫁など引取人数増候類之者共江吟味仕村高割付候、就夫種米種麦苗代こやし代金等俄ニ難決を申候故、村々ニ而高拾石ニ付何程ツ、と相極、困窮之中より無是非村中合力ニ而相添渡申候事(下略)

およそ一〇〇年にわたる困窮の状況と原因がよくわかる。①年貢諸負担の増徴②つづれ百姓・欠落百姓の増加③労働人口の減少と荒地・手余り地の増加④残った農民への負担過重⑤窮乏度の深化・農民階層の分解、という図式が手にとるように述べられている。

正徳二年（一七一二）の中畑村の惣百姓訴願書によれば、三十五、六年前の本多支配時代には、この村は高一、二〇〇石の田畑を作り、人数も九〇〇人以上あったのが、この年までには、約三〇パーセントに当る高三六五石の田畑が永荒地となっており、その分の年貢諸役負担も残っている百姓の肩にかかり、人数も七一二人と減り、しかもその内八七人（一パーセント）が他村へ身売りしているのである（庄司吉之助『東北諸藩百姓』一揆の研究』五四一頁以下。）

過重なる年貢

この時期（天和〜寛保）の各村が負担せねばならぬ年貢諸税諸役の実情を、ここでふれておきたい。次の史料は、天和元年（一六八一）の中畑村への年貢の割付状である。

酉之年免相定事

中畑村

五ッ成 一高千六百四拾七石壱斗四升四合 本 田

五ッ成 成米八百貳拾三石五斗七升貳合

一高百七拾三石五斗七升貳合

成米八拾六石九斗七合

一高三百八拾八石九斗五升八合

内拾壹石六斗四升五合（先代蔵屋敷寺屋敷
社領池成用欠方引）

残高五ッ成三百七拾七石三斗壱升三合

五ッ成 成米百八拾八石六斗五升七合

一高九斗壱升

成米四斗五升五合

成米ノ千九拾九石五斗九升壱合

米六拾五石九斗七升五合 口米壱石ニ六升廻

二口米合千百六拾五石五斗六升六合

内

五百八拾貳石七斗八升三合 金 方

先代子ノ改
新 田

改 出

古 新 田

此金百八拾九兩貳分ト錢八百三拾老文

(「辰金老文」ニ三百七斗貳合錢ハ老文ニ四貫文替ハ老先代ノ
 「米老石」ニ銅錢替貫文ハ老分ニ百貫八百文替之定也)

五百八拾貳石七斗八升三合 米 方

右之通當西之御年貢立毛之上を以相定候、名主惣百姓立合米金共ニ無^ニ甲乙^ニ致^三割符^ニ十二月十日以前急度^{きつと}皆済可^レ仕者也、

天和元年酉十一月廿八日

郡御奉行衆

宮崎平右衛門(下略)

中畑村名主百姓中

(「矢吹町史」2巻
 資料編141—138)

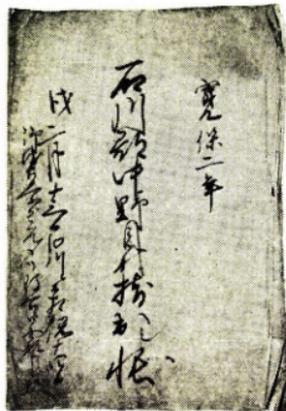
これは物成^ニ本年貢の中畑村への割り当てである。最初の「高千六百四拾七老斗四升四合 本田」というのは、この村の本来の村高で、太閤検地(特に文禄三年検地)で評価されたところの、村の全田畑からの総生産高(すべて米に換算)である。右肩に書かれた「五ッ成」とは、これに五〇パーセントの税がかかることを示し、したがって本田高の半分の八二三石五斗七升二合が「成米」(物成)として徴収されるのである。次の「古新田」とは文禄検地以降慶安検地以前までに開発され、すでに課税対象となっている田畑で、これも税率は五〇パーセントである。「改^{あらため}出」とある「高三百八拾八石九斗五升八合」が、例の慶安検地で徹底的に摘発され新たに課税対象とされた田畑である。本田高に比し二四パーセントの増加率である(それでも白河藩全体の中では増加率は低い方)。この「改出」分については「先代」(本多時代)から郷藏地・寺社地・池・川欠となった分「拾老石六斗四升五合」が「万引^{よろび}」として課税対象分から控除され、残り分にやはり五〇パーセントの税がかかる。このほか「先代子ノ改新田」とはやはり本多時代の子年(寛文一二年)に新たに課税対象となった新田畑で、この税率も五〇パーセントである。結局この年の中畑村の課税対象総石高は二、一九九石一斗八升二合となり、その物成が一、〇九九石五斗九升一合であった。これに本年貢の付加税ともいうべき「口米^{くちまい}」(丹羽・榊原時代に創設、年貢米一石に付六升の割合)を加えて、計一、一六五石五斗六升六合が、この年の本年貢総額であり、(半石半永(半分は米、半分は金銭で納入)で徴収された。この年貢は「名主惣百姓立合」で「甲乙なく」(不公平なく)

第3表 慶安三年（一六五〇）～宝永四年（一七〇七）の中畑村・物成免定の変化（十年毎）

年次	課税総石高		成米高		免（課税率）		備考
	最高	最低	最高	最低	最高	最低	
慶安三～万治二 (一六五〇～一六五九)	石斗 三三〇・〇	石斗 三〇〇・〇	石斗 三三九・〇	石斗 八七・七	割分厘 五・五四	割分厘 四・〇七	本多氏入部慶安三年、成米と免の最低は万治元年
万治三～寛文九 (一六六〇～一六六九)	三三〇・五	三五九・九	二〇二・八	八〇・七	五・四六	三・七二	成米と免の最低は寛文三年
寛文〇～延宝七 (一六七〇～一六七九)	三三〇・四	三九八・八	二五四・三	八七・〇	五・三五	三・九六	成米・免の最高は延宝五年 天和元年松平下総守入部
延宝八～元禄二 (一六八〇～一六八九)	三九八・二	三〇六・七	二〇九・六	九〇・二	五・一〇	四・一〇	成米・免の最低は貞享元年
元禄三～元禄三 (一六九〇～一六九九)	三九八・三	三三三・三	二〇八・一	八九・二	四・九五	四・二三	「外」とあるのは新開発地と思われる (元禄六年より)。成米最低は元禄五年松 平大和守入部の年。免の最低は元禄八年
元禄三～宝永四 (一七〇〇～一七〇七)	三九八・八	三〇三・八	二〇六・三	九七・四	四・九五	四・四五	成米と免の最高は宝永三年 最低は元禄十四年

(注) 中畑、岡崎家文書による『矢吹町史』第二巻2の表(五七二～二頁)より作成、石高は升以下四捨五入、免は毛以下四捨五入
個人の持高に応じて負担させられるわけである。

聖天和二年（一六八二）の同村の「免相」と比べて見ると、まず目につくのは、「本田」・「古新田」・「改出」・「子ノ改新田」共に税率が前年の「五ツ成」（五〇パーセント）から「四ツ五分九リん」（四五・九パーセント）に下げられていることで、「万引」の増加もあって、この年の全年貢は一、〇六五石七斗五合で、前年比九九石七斗（八・六パーセント）の減となっている。その理由は当然、天和元年十二月の白河領惣百姓訴願（前述三二六頁）の成果と考えるとよからう（以上、藤沢章雄「一枚の年貢免状」から、「福大史学」10号所収参照）。なお中畑村の、慶安三年（一六五〇）より宝永四年（一七〇七）までの年貢賦課の変化の状況を表3に示す。これで見ると年毎の上下はあるにしても、総じていえることは、課税対象総石高・成米高・免（賦課



寛保2年 中野目村指出帳
(中野目 円谷善人藏)

率)共に減少していることで、それは前に述べたように、慶安期までに遂行された新検地その他の年貢増徴策により、農民の困窮度が深まり、欠落その他による人口減・荒地手余地の増加・残った農民への負担増をひき起こし、領主側の年貢収奪が絶対的に減少せざるを得なかったことを意味している。いわゆる享保改革は、地方においては右のような状況をふまえて行なわれるのである。

そのほかの村の年貢割付も、ほぼ同様の方法で行われたが、参考までに各村の本田高(文禄検地)と改出高(慶安検地での増)を比べて見よう。

明岡村では、本田分一三〇石六斗一升、改め出し分五一石九斗六升九合で、増加率約四〇パーセント(寛文八年明岡村御物成米之事『矢吹町史』141-149)。堤村では、本田分八一石三斗四升、古新田四〇石、計一一一石三斗四升に対し、改出高一五四石九斗一升一合で増加率約一二八パーセント(元禄十六年堤村免定之事『矢吹町史』2巻 資料編141-154)。矢吹村では、本田高三五三石七斗七升、改出一一八石三斗五升七合で増加率約三三パーセント(延享元年矢吹村免定之事『矢吹町史』2巻 資料編141-158)。中野目村では、本田高二三四石三升、改出高六六石九斗七升で増加率約二九パーセント(元禄五年中野目村指出帳『矢吹町史』2巻 資料編141-180)。大畑村では、本田高一二二石五斗八升、改出一二四石八斗九升四合で増加率約一一一パーセント(元禄五年大畑村高反別小物成連上取調指出帳『矢吹町史』2巻 資料編141-181)。

物成||本年貢以外の雑税・付加税・夫役等はどうで

本年貢以外の 雑税・諸労役

あったか。

寛保二年(二七四二)の中野目村指出帳(『矢吹町史』2巻 資料編104)によって拾い出して見る。同村の物成米(本年貢)以外の諸負担は次のように列記される。

口米——年貢米一石に付六升づつ(丹羽・榊原時代に創設された付加税)。

別俵べつばら——年貢米一石に付二升づつ(本多時代に創設された付加税)。

夫金——二兩二分と丁錢三四七文（本高一〇〇石に付一兩、丹羽・榊原時代創設）。

余内金——四兩一分と丁錢三〇〇文（藩用と家臣の奉公人の給金の村からの補助金である。本高一〇〇石に一人、参勤の時はもて一人プラスしう出すきまりで、志望者少ないため村で補助金を出したのが、本多時代から年貢同様の固定徴収となった）。

納大豆——四石六斗八升（大豆二升到米一升で代納可、本高一〇〇石に大豆六升の割、丹羽時代より）。

納稗——二石三斗（本高一〇〇石に一石の割、稗五升到米一升で代納可、丹羽時代より）。

犬米——一斗五升一合（正式には御鷹餌犬米という。本高一〇〇石に米五升の割、同村では犬は出してないが、他村では本多時代には犬も出させられ、その代錢で苦労した）。

糠——五斗入で五六俵（本高一〇〇石に付二四俵の割、藩の馬屋および家臣に納めた残り分は、糠一俵に二〇文の割で代錢納。丹羽時代より）。

藁——四二束、一束に五尺繩（本高一〇〇石に一八束の割、一束に付二七文で代錢納可、丹羽時代より）。

下刈日用錢——九九五文（本高一〇〇〇石に四貫文の割、この人足本高一〇〇〇石に一三人、一人に付代錢三五文、丹羽時代より三年に一度のわりであったが、本多時代に毎年人足も出し、代錢も固定化して徴収）。

御薪代錢——金一分と七二〇文（本高一〇〇石に三〇束、一束代錢二四文。本多時代に創設または増徴となった）。

葭——五束（本来苧り納め、本高一〇〇石に付二束一分、一束に付三尺繩、代錢一束に六〇文。丹羽時代より）。

萱——三七束（本来苧り納め、本高一〇〇石に付一五束八分、一束に五尺繩、六束で一駄、代錢八駄に付金一分。丹羽時代より）。

山芋——御用次第、中畑村・松倉村より納める（丹羽時代からか）。

入草——御厩御用に随時苧り納め。

繩——毎年正月中に割り当てられ御作事方へ納める。丹羽時代より）。

蕨繩——御用次第作事方へ納め（丹羽時代より）。

麻がら——年貢割付の時必要数納め。

真孤・しようぶ——右に同じ。

畳孤——右に同じ。

薙猫太——新御蔵へ下敷御用に納め。

油荏——四斗七升（本高一〇〇石に付二斗、九・十月白河相場平均値段で代銭可、本多時代に創設か）。

刈大豆——御用次第、一抱に付一尺五寸繩（元禄期には一尺繩）ただし一抱に一五文下付。

柿渋——二升四合（本高一〇〇石に付一升、丹羽時代より）。

御蔵番給——米二升九合、銭九七文（高一〇〇石に付米一斗錢二五文の割（本多時代に創設、もしくは人足も出す増徴））。

野役錢・山役錢——野役一〇〇文・山役五〇〇文、丹羽時代より）。

堰・川除・池普請人足——他より雇人足一人には七合、居村人足には三合七勺五才の米下付。

新藏雨屋立替人足ならびに米俵人足——隨時。

御用竹木運搬人足——白河まで、ただし五里毎に人足一人へ米七合五勺下付。丹羽時代よりか）。

諸大名通行の際の寄人馬——役人より了簡の上、村々へ割り当てる（寛永二十年以降）。

雉子追・鳥狩り人足——一年に一日人足出す（一人に雉三羽のうち一羽下付）（寛保二年高田領中野目村指出帳「矢」
吹野史²巻資料編14—10—11）。

中野目村以外の村の諸負担もほぼ同様であるが、なお「元禄五年十月白川領大庄屋連判指出帳」資料集⁹（「白河市史」）によれば右

以外にも、「欠米」（一俵に付領内分三〜五升、江戸廻米分五合を徴収、本多時代創設）、新御蔵と二ノ丸御蔵への納米付

加（一俵五斗入を五斗五〜六合納める）、餅米（御用次第）、山と里の漆実（山漆に一升一文、里漆に一升二四文つづ下

付）、漆刈労役、釘うつぎ（木釘）、萩柴、にわ鳥の尾羽（弓の矢用）、門松、すいかつら、いばらの花、せり駒上納金



矢吹村
帳上
寛保二年
2月
記録
（本町）

（五割の利を加えて翌年暮より春までに納入）、職人役銭、夫食米や御種米の利子三割（年貢同様となっている）、夫食稗（かま）の利子一割五分、新蔵二ノ丸蔵普請および破損修理人足、池堤（いけづみ）川除普請人足、白河城下の普請人足、御用竹木運搬、御鷹狩や川狩人足、往還道筋掃除人足、御茶屋普請人足、在中へ出張の役人への人馬出し、鉄砲御用、江戸へ送る米や大豆の俵じめ人

足・在中へ出張の諸役人への賄（まかない）と接待、わらじぞうり供出、殺生人（番太）への賄（まかない）；等々、まことに気の遠くなるような諸労役・雑税が課されているのである（（備考）「白河藩の年貢請取改定過程・下」・『福島史学研究』復刊一九号所収。同「奥南地方における幕藩体制の成立・展開」・『福大史学』二四・二五合併号参照）。

矢吹の村と
町の概要
寛保二年（一七四二）の領主交替期の矢吹村の「書上帳」（『矢吹町史』二巻）を中心に、宿場町としての矢吹村の様子を見ておこう。第4表に、耕地とその石盛を掲げた。田方が二一町一反九畝、畑方が三五町七反五畝二七歩で、畑が多いがその畑には、「下々畑」（慶安検地で石盛されたと思われる）二

〇町余が含まれているので、この村もやはり水田耕作中心としてよからう。土質は「田方ハ墨土畑方ハ赤土」とある。総石高は本高・改出高合せて四七二石一斗三升であるが、松平大和守時代までの新田開発分を合せた村高は、五二〇石七斗八升と別項に記され、差引き慶安検地以降、寛保二年までに四八石六斗五升分の新田畑開発がなされたわけである。

家数は八一軒、その内五〇軒が高持百姓、残り三一軒は無高百姓（慶安検地以前は三三軒という）である。村高四七二石余を高持百姓の数で割れば一軒当りの持高は平均九石余となり、他村に比べ決して多くないし、逆に無高百姓の数はかなり多い。これは百姓の貧窮もさることながら、矢吹の宿駅としての性格を示すといえる。この「書上帳」には、当時の村内の人々の農業以外の職業について記していないので、確言できないが、「当宿の儀は御大名様御休泊に付給仕方指支ニ付、旅籠屋願ニ付領主本田能登守様江奉願上候所、慶安三戊寅年十一月廿四日、飯盛下女御聞濟被仰出候」とあり、一七世紀後半より宿場町としての繁盛がうかがえるのである。すでに元禄二年（一六八九）四月二十日、「奥の細道」の行

第4表 元禄五年(一六九二)～寛保二年(一七四二)期の矢吹村の耕地と石盛

村 改出 高計	面積	石盛(分米)	備考	方田				方畑						
				上田	中田	下田	計	上畑	中畑	下畑	計			
町反畝歩 六・三・八・三				三・一・九・〇				四・七・三・九						
八・一・六・三				三・一・〇				三・六・三・四						
四・八・五・三				三・一・〇				七・三・一・〇						
四・七・八・三				三・一・〇				三・〇・九・四						
〇・六・四				三・一・〇				七・三・四						
				三・一・〇				五・七・五・七						
				三・一・〇				一・〇・一						
				三・一・〇				四・六・五						

「寛保二年矢吹村明細取調書上帳」(『矢吹町史』2巻 七三二頁以下)より
作成石盛は升未満四捨五入。

山氏(さく女)、仲西氏(ちくぜん屋)(たつ女)、仁科氏(嶺山)、長尾氏(尾隠)、藤田屋(松丙)、渡辺氏(三春屋)
(写山)、喜久代(矢吹大野遊女)など俳人がいたことが知られる(『福島県俳人事典』矢部楳郎編『矢吹町史』4巻 資料編Ⅲ 5—59四 『矢吹町史』3巻 資料編Ⅱ 4—5四八)。

脚をこころざした芭蕉は、弟子曾良をともなって、

白河の関を越え、第一夜を旗宿部落でおくり、翌
二十一日旗宿を立ち古関明神を参詣、関山、白河
城下を経て夕方矢吹宿に着き泊っている。曾良の
随行日記によると泊ったところには「宿次道程」

の帳面があったといわれるから宿屋か問屋に泊っ
たものとおもわれるが、何という家に泊ったかは
定かではない(『矢吹町史』3巻
資料編Ⅱ 4—5四七)。

矢吹宿は参勤交代の奥羽諸大名の休泊、出羽三
山など奥詣りの修験者・旅人、また芭蕉の「奥の細
道」の行脚以後、文人・墨客も奥州街道を往来し
た。また、矢吹宿を中心に周辺の三城目・中畑な
どにも、三城目の伊藤氏、近藤氏、中畑では小針
氏、岡崎氏など大庄屋・庄屋クラスに俳句・和歌
をたしなむ人が多かった。江戸時代後半には、矢
吹宿だけでも大和久の芳賀氏(為外)、熊田氏(今
出屋)(一笑)、矢吹氏(いり屋)(一矢)(義山)、
松山氏(旭山)、野木氏(つる屋)(こと女)、松

また旅人の記した紀行文のなかにも、矢吹宿は時折り登場する。「奥の荒海」の著者、小磯某女も、花山院家姫君に仕え、その姫が松前家に嫁いだとき、それに従って松前に滞在、安永六年（一七七七）松前から津軽海峡を渡り、奥州街道を江戸に登り、京都に帰ったが、その時の紀行文が、「奥の荒海」で、九月六日本宮を発ちその夜は矢吹に泊り、七日雨の中を白河に向った。

六日、朝とく出て山路越果て、^{（笹川）}佐々川舟にて渡る、飯に渡したる橋は落ちて、此程水量添ひぬと聞き、一葉の障なきを悦びつゝ急ぎて程なく矢吹の駅に宿る

七日、今日は空震りたれど、つとめて出行くに雨いたう降出たり、肩^{かた}奥の内へも洩入たる佗^たしさ云はん方なく、道を急ぎつゝ、未^{よる}時ばかりに白川に着く、秋風ぞ吹くと言ひけん詞折^{ことわり}からおかしく、我も同じ秋風に爰^{こゝ}を越^こえ、いつ都に到らんと思ひて、秋風ぞ今宵身に入るあすのよの

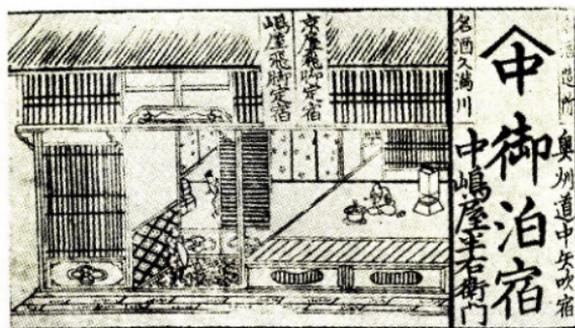
舎^ややいづこ白川の関

八日、障子事ありて同じ所に有り（下略）

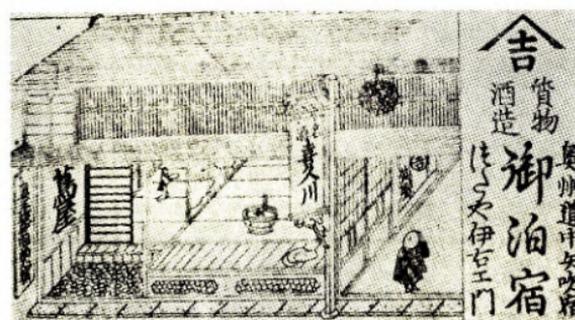
（『続々紀行文集』博文館 『矢吹町史』3巻 資料編II 4—553）

寛政十二年（一八〇〇）秋、大坂の飛脚問屋島屋の主人で俳人の大伴大江丸が、八一歳の高齢にもかかわらず、島屋の出店のあった福島に向く途中、矢吹宿で偶然にも津軽から江戸・大坂に向う商人でやはり大江丸と同じく俳句をたしなむ風流人浪花の半輪と出会い一夜をともしるのである。大江丸は表向きは島屋宗二として家業の飛脚業のためとしているが、その実は、寛政十一年隈東の谷蕪川氏の依頼で、芭蕉の句「笈も太刀も……」の句碑を医王寺に建ててに於いて、其石面の文字を望まれて書き送り、その句碑ができあがったことを知らされ、矢も楯もたまらず、店の者たちがとめるのもきかずに、奥州の旅に立ったものとおもわれる。隈東の谷蕪川とは、堰本村（現伊達郡梁川町）の豪農澁谷氏のことのようである。

大江丸は、この道中を「あがたの三月四月」という紀行文にまとめているが、旅先で偶然にも友人にあい矢吹宿にある自分の店（飛脚問屋島屋）の指定宿でもある中嶋屋半右衛門のところに泊った。八月二十二日白河の関を越えてから矢吹



矢吹宿旅籠 中島屋半右衛門（文政年間）



矢吹宿旅籠 吉屋伊右衛門

宿に泊ったことについて、次のように記している。

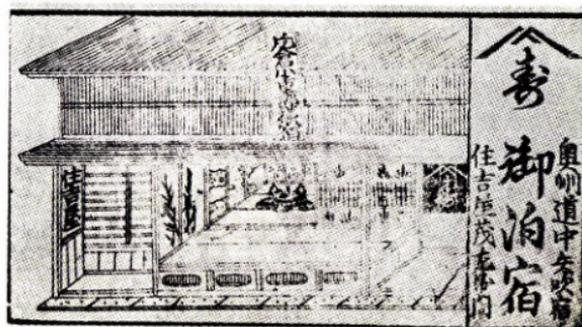
下野と陸奥の国の境を、二所が関といへり、兩國の神社ならびに立ておはす、いづれも五津島の神をしづめ奉るのよし、むつの國の太守、御国へ出入の度ごと、此所に輿をとどめ、餅をきこしめさる、嘉例のよし、委しき事は、ふじ屋甚左衛門といへる茶店のぬしの物語なり、ここ即いにしへの白川の関の跡とて、歌人の心をとむる所なれ、又ある人のいふ、古への関は四五丁馬手のかたなりしと、

能因にくさめさせたる秋はこゝ、能因にくさめさせたる秋はこゝ、白川の城下越えて、小田川の里にて、浪花の半輪ぬしに行あふ。この人は、いばらきやの鷺雪ともに、奥の津軽へ赴かれしが、此ほどは江戸へむけて帰らるるなり、乗掛二ツの人に逢はば心をつけしらせよと、供の者に申し聞せしに、いかにしてか半輪独り馬にのり、江戸の方にのぼり申さるゝ、思ひがけぬ様なれば、我も行過ぬるに、才領の勘介、ひとゝせ都にて見知りたる人よと、目覚え強く、引とじめたり、こはめづらし、千歳の一遇、ただにやはと、かの人も一里ばかり引かへし、矢吹の中島屋といへるにやどり、一夜かたり明す、

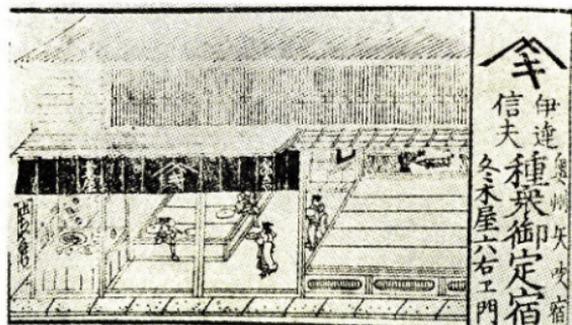
袖浦でせきの秋風きく夜かな
と歌仙一巻あり 後朝
別るるや右と左りに秋の風 半輪
声うち揃ふくつはすじむし 大江
これ八月廿二日なり、いつまでも永く忘れがたき日なりけり、（以下略）

（『統紀行文集』博文館『矢吹町』
史）3巻 資料編II 4 五五七）

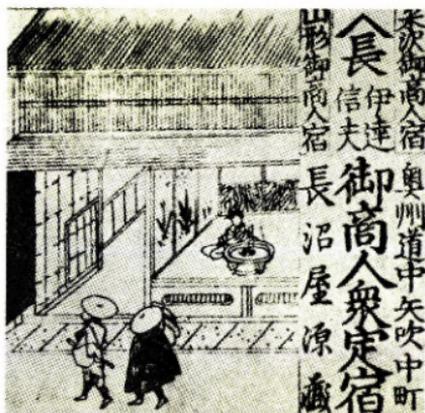
大江丸は八月二十二日白河の関を越えたと
き、「能因のくさめさせたる秋はこゝ」の句を



矢吹宿旅籠 住吉屋茂左衛門



矢吹宿旅籠 冬木屋六右衛門 (文政年間)



矢吹宿旅籠 長沼屋源藏

輪と出会い、大江丸が泊る予定の矢吹宿まで連れ戻し、鳥屋飛脚定宿中嶋屋半右衛門に宿泊した。この夜のこと「永く忘れかたき日なりけり」と大江丸は記している。

この中嶋屋半右衛門宅は、文政十年（一八二八）に発行された『諸国道中商人鑑』にも奥州道中矢吹宿御宿泊、銘酒久満川 中嶋屋半右衛門とあり、京屋飛脚および鳥屋飛脚の定宿であった。

時代は下るが、文化期に活躍した十返舎一九撰の『金草鞋』第六編（常陸道中之記）は、白坂↓白川↓根田↓太田川↓踏瀬↓大和久↓新田↓矢吹↓久来石↓笠石↓須賀川の道中記を歌川美麿の絵入りで記しているが、矢吹については、「そ

詠んだが、嘉永七年（一八五四）白河の関神社にこの句碑が建てられた。奥州街道小田川宿（現白河市）で旧知の間柄である大阪の半

れよりやぶぎのしゆくにいたる、このところよりひたちみちへのわかれみちあり、こゝハ大こんいりそばきりのめいぶつ(根)なり」と書き、「名物にめでてや人もきのえねか、こゝハふたまた大こんのそば」、「行列の弓もひきぬきそばきりハ、矢ぶぎのしゆくにめいぶつの的」との狂歌二首を詠んでいる(『矢吹町史』³巻)。
(資料編II 41-55四)

さらに下って、嘉永五年(一八五二)正月の「当宿(矢吹宿) 方家の覚」(『矢吹町史』²巻)は次のように記している。
(資料編I 41-20七)

天正十八歳寅年ニ当所町割ニ相成候節、此町割仕候者此家(平山家)之近親類会田惣左衛門正輝検断問屋年寄御本陣相動候也、
 其砌^其此家(平山家)庄屋役相動、町高札之儀ハ今往還之井之前高札之処也、其砌ハ(会田)惣左衛門(平山)孫右衛門両家ニ而宿
 役相動罷在(中略)御領主松平越中守様(越後高田ヨリ参リ白川之城主也)寛保二年ヨリ)御宿料として地方ニ而式拾石頂戴仕居候

当所検断問屋御本陣 会田惣左衛門

当所庄屋御城米会津問屋 平山孫右衛門(下略)

以下この史料は、現在の北町・本町・中町(東古宿・西古宿・東宅地・西宅地東側・西側)の宿駅本通りを北から各家毎に克明に書き上げている。家数は両側で一〇軒、それぞれの屋号・出所・職業も記されているので興味深い。詳細は第三節で述べられよう。ここでは、当宿が、天正年間に町割りされ、仙台・松前道(通称奥州道中)の宿駅としての形を整え、本多支配時代には、飯盛女を抱える旅籠屋営業も許可されて街として発展し、寛保二年までには町検断・問屋・本陣などの宿役人・庄屋は右の史料等により、一族の会田家・平山家・笹山家・佐久間家が勤めていたことを記す。

(1) 延宝九年(一六八〇)十月石川郡大畑村指出帳

その他の
 村の様子
 大畑村は、第5表のように、田が一二町八反六畝余、畑一四町五反三畝余、村高二三七石の小村で、

第6表のように総人口一三三人内高持(家持)百姓は庄屋も含めて一七軒一〇〇人である。本百姓一軒当りの持高は平均一四石で白河領内各村平均とはほぼ同じである。

ここで、この平均的本百姓の生活状態を推量してみよう。仮にある本百姓の持田畑を、上田二反二畝、中田二反、下田三反五畝、下々田六畝、上畑一反三畝、中畑二反二畝、下畑一反六畝、下々畑一反五畝とし、第7表の慶安検地の石盛で、石盛を換算すると、上田三分三石二斗、中田二石六斗、下田三石八斗五升、下々田五斗一升で田方計一〇石一斗六升、

第5表 延宝九年（一六八〇）大畑村の耕地と石盛

子より丑卯までの新田	午の新田	畑 方					田 方					本 本	面 積	石 盛	備 考	
畑 田	畑 田	下々畑	中畑	上畑	万引分計	下々田	中田	上田	万引分計	町反畝歩	田町歩計	高 今 高				
一・七・七・六	二・四・五	五・五・二・三	三・一・三・五	二・三・三・七	三・三・九・七	一・〇・三・九	一・七・四・三	三・七・一・八	三・七・九・四	二・八・六・三	二・八・六・三	三・七・四・七	八・三	一・五・九・九	三・七・四・七	慶安検地
一・七・七・六	二・四・五	五・五・二・三	三・一・三・五	二・三・三・七	三・三・九・七	一・〇・三・九	一・七・四・三	三・七・一・八	三・七・九・四	二・八・六・三	二・八・六・三	三・七・四・七	八・三	一・五・九・九	三・七・四・七	慶安検地
六・五・一・〇	八・九	一九三・五	一七二・四	一六三・七	二八・八九	一・〇・三	一四八・〇	四・七・八	四・七・八	一五・五・九	一五・五・九	三・七・四・七	八・三	五・九・一	三・七・四・七	慶安検地
						郷蔵、池、堤、寺領				池堤成、						

（大畑青木家文書『矢吹町史』2巻、七〇二頁以下）

第6表 同年大畑村家数、人口

馬	内高持 水吞他	総 家 数	内水呑・出家・隠居	内高持百姓 内男 女	総 人 口
二五疋	五軒	三軒	三人	一〇人 五人 四人	二三人
				庄屋も含む 内一人宇都宮へ奉公 内一人一五歳以下	

第7表 慶安検地の石盛

（同前史料）

下々畑	中畑	上畑	下田	中田	上田	石斗升
〇・三・五	〇・七・〇	〇・八・五	〇・八・五	一・一・〇	一・五・〇	
					一反当り	

上畑一石五合、中畑一石五斗四升、下畑八斗八升、下々畑五斗二升五合で畑方計三石九斗五升となる。総持高は一四石一斗一升で、この村のほぼ平均的本百姓の経営となる。これに対する年貢率は、延宝九年（元和元年）の矢吹地方では前出第3表の史料で、免五ツ成（五〇パーセント）、つまり五公五民であったことがわかるので、この農民は持高一四石一斗一升の半分の七石五升五合の年貢米をとられることになる（半分米納半分金納）。しかし畑方の三石九斗五升分は実際は米をつくっているのではなく、雑穀野菜類を米に換算してあるわけだから、実際にこの農民の手に残る米は田方の石盛一〇石一斗六升、マイナス七石五升五合の三石一斗五合にしかないわけである。

平均してこの位の持高の農民の家族数は七〜八人と考えられるので、米をつくっている百姓が米の飯をめったに食えないという実態がわからう。まして、前にのべたように本年貢以外のかぞえきれないほどの雑税諸負担や天候不順その他の災害のひん発を考えれば、村の平均以下の農民の生活の苦しさは想像に難くない。有名な幕府の「慶安御触書」が、「いつも正月二月三月時分の心を持ち、食物を大切ニ可仕候ニ付、雑穀専一に候間、麦粟稗菜大根其外何に而も雑穀を作り、米を多く喰つぶし候へぬ様ニ可仕候」と親切にも仰せ出だされた意図はまことに明確である。

(2) 寛保二年（一七四二）中野目村差出帳追加書上。

中野目村の村高は、本田・古新田・改め出しの計三〇一石四斗二升四合、内四三石五斗八升五合が「万引分」として控除され、残り二五七石四斗三升九合が課税対象となっている。家数は計二九軒、内本百姓一五軒、水呑百姓九軒、庄屋組頭三軒、寺一軒、人口は計一三四人（男七八人・女五六人）である。本百姓と庄屋組頭の計一八軒の平均持高はやはり一四石余となる（『矢吹町史』²巻資料編¹）。

男の人数に比して女の人数が少ないのは、他の村も同じで、間引き・身売り等の不幸な事実を暗示する。

(3) 諸大名通行の際の寄人馬

寛永二〇年（一六四三）から制度化される諸大名の参勤交替の際の街道沿い、および付近の村々の人足・馬の負担をこ

こでふれておく。これも各村の差出帳による（『矢吹町史』²巻資料編¹）。

宿駅をもつ矢吹村の負担はいうまでもあるまい。

大畑村は普通人足は出さないが、馬は御用仰付次第出す。

神田村は、人足・馬共に出す。

堤村も右に同じ。

中野目村は、人馬共「御雇郷ニ而指出」し、正式の「海道寄人馬」は出さず。

明岡村も右に同じ。

須乗村は出さず。

中畑村は、人馬共に出す。

例えば、享保十三年五月の「陸奥守殿（伊達家）御下りニ付寄人馬割」（『矢吹町史』³巻
資料編Ⅱ4「四三七」）の各村への割り当ては、松倉村へ八人と馬一〇疋、中畑村へ三〇人と三二疋、明岡村へ四人と四疋、堤村へ六人と六匹、中野目村へ六人と六疋であった。

（糠沢 章雄・菅田 宏）

（二）農民の反撃

白河領農民一揆

白河藩では、慶安三年（一六五〇）本多忠義の領内総検地によって、領民は過酷な年貢を賦課される結果となった。これについて『白河古事考』は、「民間の難儀このときより」なりと記している。

その後、藩主が相次いでかわったが年貢賦課の基準はそのまま踏襲され、領民の困窮はつるばかりで、潰れ百姓が統出し村の人口も激減した。この結果、村内いたるところに荒地手余り地が増加し、白河藩が延宝年間に定めたといわれる前述の繩引地割の制度も壁につきあつた。

正徳二年中畑村惣百姓の訴願

正徳二年（一七一二）九月中畑村の惣百姓が縄引地割の強行が困窮の原因であると九カ条からなる訴願を提出している。

「乍恐以三口上書奉願上候事

- 一、中畑村連々荒高御座候て困窮仕申に付、荒畑林寅暮に伐り倒し候へと被仰付、難有奉存候、不殘伐り取申候、其跡開発致候様と被仰付候得共、困窮仕、人少に御座候故開兼申候、
 - 一、三十五年已前本多下野守様御代には、惣人数九百人余御座候て高千二百石の御田地作り申候所、三十四年已前未の年御公儀様より被仰付縄引仕申候、其より十年廻りに縄引仕申候、五年已前子の春迄に四度縄引仕候、段々荒地に罷成、田畑永荒高三百六十四石八斗九升村弁に罷成申候、
 - 一、七、八年以来は年々御百姓相禿御田地余り申ニ付、新百姓仕立又は水吞、年寄共迄少つつも割付預け置申候、左様に仕候へても、当春も高三十八石主なし御座候、惣作村弁に罷成申候、
 - 一、当辰御改惣人数七百七十二人御座候、其内八十七人、他村へ身売指置申候、相残人数にて右の御田地作り余り申に付、近在へ入作に仕申候へ共作り申者無御座候故、手に余りひかえ置申に付開発可仕様無御座候、
 - 一、子ノ秋より諸事御免許被遊、丑年より五分引御用拾免被成下、殊に去暮五分外一分三厘御引被下難有奉存候へ共、御百姓はたち兼申候、
 - 一、去暮御種元上ヶ切申に付、金子五十五両役人入口入を以て才賞仕漸く指上申候、其内にて及禿に申候御百姓十二人身に余り深負に御座候へ共、御田地余り申に付立置申候、当暮及禿に罷有申候、
 - 一、年寄はたらき不罷成者八人御田地預け置申候へ共、最早当年切御田地預り申儀罷成不申候由願申候、
 - 一、永荒高三百六十四石八斗九升、村弁困窮に付、此成米百六十九石九斗一升当辰の御免相十年平均四つ六分五厘五毛、五ノ内にて七分七厘三毛にあたり申候、此御免相七分七厘三毛三年御引被遊被下度奉願上申候、三年の内ニ荒地開発仕度奉存候、
 - 一、五年以来万事詰儀に被仰付難有奉存候、申上兼罷有申候、
- 右の通り三十四年以來縄引仕申故、ヶ様と困窮仕候と奉存候、自今以後、縄引不仕、荒地開発致し候者は三年作り取、四年目より土相應の年買取、永代持詰に為致候はば情次第に開可申と奉存候、左様に罷成申候はば、永々御百姓相統可申と奉存候、乍恐以御慈悲御了遊、願の通被仰付被下候ハバ難有可奉存候、以上、

正徳二年辰九月

中畑村御百姓市兵衛

外百十七人連印

同村与頭 久兵衛

外 五人連印

同村庄屋 伊左衛門(印)

長左衛門(印)

前田川組大庄屋

遠藤与次右衛門(印)

〔史料東北諸藩百姓一揆の研究〕
〔庄司吉之助著 五四一〜五四二頁〕

荒地開発命令には人口減少のため応じられない、また延宝六年から繩引地割制が強いられ、一〇年ごとの土地割替で宝永五年までの間に四度繩引がおこなわれたが、その間に三六四石五斗九升の永荒田畑が生じ、村弁となっている。七、八年来禿百姓が出来し、そのために新百姓取立、水呑や老人にたいしても耕地割りあてを行なって補っているが、それでもなお今年春で三八石の手余り地が生じ、それがやはり村弁となっている。また今年改めの村内人数は七二人のうち八七人が他村に身売しており、ますます手余り地は増加し、働き人が減少して、荒田畑の復旧はおぼつかない状況である。また宝永五年藩の重職早川茂左衛門の勸農政策によって諸事免許され、宝永六年から五パーセントの減免、正徳元年暮にはさらに一・三パーセント減免がおこなわれたが、それでもなお農民はたちかねている。同年暮に御種元金五十五兩を役人口入で才覚して差上げたが、そのために一二人の農民が借金がかさんで、今年暮に禿れになってしまった。働き手の減少のため、老人八人に田地を預けていたが、今年は耕作は無理であること、村弁の永荒高三六四石余にたいして、一六九石の年貢がかかっているが、これは年貢免相にすると七分七厘三毛を余分に負担していることになるので、せめて三年間免除してほしい。繩引地割制の強行が農民窮乏の原因であるので、これを廃止し、荒地再開発分は三年間は作り取り、四年目から相應の年貢賦課をしてほしいなどという歎願である。

こうした農民の窮乏は、勸農派の早川茂左衛門の改革によって、改善のきざしがみられたが、土岐半之丞ら守旧派によって押しつぶされ、再び過酷な年貢を強いられた。そのうえ、享保三年(一七一八)幕府の打ち出した金銀改鑄は、領民

にたいして年貢金納分をこれまでの倍額を出させる結果となった。さらに享保四年は、領内全般凶作に見まわれ收穫が激減したにもかかわらず、各代官は前年通りの厳しい年貢取立をおこなったのである。

(三) 享保の強訴

享保五年領内 百姓強訴

農民は納める米金もなく、酷吏の督促のうちにその年も終わったが、享保五年（一七二〇）二月農民の積年の不満がついに爆発した。二月三日の未明、遠くは田村郡・石川・岩瀬・白河諸郡の農民が集団で続々と白河城下をめざして集まり、白河城から半里程へだてた阿武隈川の鹿島・大橋両河原に集結し、その数一万五、〇〇〇人を数えた。

「白河藩記録」(『福島県史』⁸七三三頁)によると「一御領分百姓共願之儀在_レ之よし大手御門江相集可_レ申之旨、先鹿嶋大橋両所河原江相集り夫より大手御門江相詰可_レ申由段々右両所河原江相揃候」と郡代所へ注進があいついだ。杉崎与右衛門・郡代佐野武右衛門・同堀江孫左衛門が重臣にいかを取計うべきかと伺えば、家老小河原武大夫らは農民の蜂起に驚き、早速四人の代官を農民の集結している鹿島・大橋両河原へ派遣した。代官達は農民からの願書を受けとったが、農民たちは、願書取上げの証拠としての代官の墨付を要求して騒ぎ、代官達は、「一己の了管にも及び難く候」といって、代官の一人山中左七郎を城中に遣わし、重臣会議の結果を待つこととなった。会議の結果は、墨付を遣_つすことに決定し、代官はその支配下の組合村に各一通、次のような証書を渡した。

「 覚

在中困窮に付、比度何茂願書指出、一々令_レ被_レ見候、吟味之上、追而取捌可_レ遣
二月三日

農民達は有難く存じ奉るといって、夜の十時頃、一応町外にたち去った。



享保5年 白河領内百姓強訴記録
(白河藩記録 前橋市立図書館蔵)

農民の要求

このとき農民らが提出した願書は、次のようなものであった。

- 一、早川茂左衛門の新法に復せられたい。
- 二、百石租税の内五〇石は米を以てし、残る五〇石は古来より金六兩二分の相場で金納して来たが、新金令以後一三兩を納め、殊に米価安くて到底負担にたえられないから、先例に復され、金納もこれと同様にされたい。
- 三、米価下落し金銀借なく生活困難である。
- 四、種貸夫食などの御拝借を願いたい。
- 五、御用番の人足負担が過重である。
- 六、去年の不作分を減租せられたい。
- 七、勘定奉行杉崎与右衛門を罷免されたい。

農民たちは一度白河城下から引上げたが、農民の多くは、組総代が代官の墨付をもって承諾したのを不服として、領主が不在であれば家老の墨付を取るべきであるとして帰村せず、翌二月四日再び蘆旗あしはたを押したて、竹槍・鎌・鉞つばを振りかざして白河城へ向った。たまたま三日の集合におくれたために、四日早朝白河城に押寄せた村々は、三日のときとどうように代官に言いくるめられて帰村しつつあったが、この両一揆の集団が途中で行あい、白河城再襲撃の農民たちに合流して白河城大手門へと迫まった。

農民たちは積年の恨みを報いるのは今日ぞとばかり、大手門の扉に竹槍を突立て、鎌や鉞つばを打ち込み「杉崎与右衛門を渡したまえ、寸々に斬て、我々一口宛、その肉を喰って本望を達し、其の上で噺訴の科を受け、死罪になることは、もと

より覚悟のうえだ」と口々に罵り、叫喚する声は雷のようであったという。農民の城中乱入をおそれた重臣たちは、郡代佐野武右衛門に「罷り出でて取扱い候へ」と命じ、佐野は大手門前に出て願書の受理を申渡した。農民たちは願書と引替えに老中の墨付を要求したが、佐野は自分の墨付を遣すことを申渡し、

覚

在中困窮に附、此度何も願書指出、一々令披見候、吟味之上、急度取捌可遣者也

子二月四日

武右衛門

の証書を渡した。また夫食・種貸は直ちに給与することを申渡したにもかかわらず一揆の農民は白河城下から立ち去る気配をみせず、藩側では、農民たちが寒さを凌ぐため、酒屋へ押し入って酒を飲んで一時の暖を取り、また町家へ乱入して飢えをしのぐ危険もあると察して、白河の富豪住山甚左衛門・青山与三左衛門に命じて粥を作り、一揆の農民に給与した。しかし農民は翌二月五日も白河城下に滞在して帰村しなかった。一揆の農民は杉崎の罷免を要求したが、勘定奉行罷免要求は重大事件として、早速飛脚を江戸に発した。

二月六日いぜんとして一揆の農民が立ち去らないので、郡代は一揆の重立つ者を白河城下竜藏寺に呼び出し、さらに願いがあれば願書を差出すべしと命じたが、新しい願いを申し出さず、以前の願いを再述するのみであった。郡代らは城へ引揚げようと駕籠に乗るため竜藏寺門前に来たとき、駕籠に願書を投げ込んだ農民があったが、その内容は土岐半之丞・杉崎与右衛門・中山左七郎の三人を罷免せよとの要求であった。驚いた藩重役は、国元では何とも解決することはできないとして、急拠、大目付設楽惣左衛門に罷免強願の願書を持たせ、密かに江戸屋敷に向け発駕させた。設楽は大和守に願書を提出し、一揆の状況を詳細を報告し、大和守の名代を派遣されるよう上申した。この結果、二月八日在府の家臣八木権右衛門を先発させ、同日夕刻には大和守名代として、山脇多宮が白河に向けて出発した。

一方、七日郡代佐野武右衛門は、大手前に一揆の農民を集めて、次のように申達した。「願いの趣き、老中へも申達し候、江戸へも相伺はず候はでは御裁許成り難く候、之れに依り、今日御目付設楽惣左衛門を江戸へ遣はされ候、願いの

段、御捌き之れ有る迄は村々へ引取り、農業に出精致し候よう。これによって一揆の農民もようやく納得し帰村を承諾した。郡代は村々から招集した大庄屋、庄屋にたいして、自村の農民を引率して帰るよう命じ、農民らは凱歌を奏して各村へ引揚げた。しかし農民から罷免の訴えをうけた代官山中左七郎は、秘かに一揆の内情を探知し、これに弾圧を加えようと、次のような一書を扱下の村々に廻送させた。

昨晚ハ差出候願書之山中左七郎在役御除被_レ下遣_二候様ニ願候段聞及候、如_レ此さわき立_二程之難儀と茂不_レ存上之不_レ成_一御為_一儀一己之無調法至極候、自分が御はなし被_レ成段ハ早速可_レ被_レ仕_レ望候、右之外ニ茂何も存念茂有之候ハ、如何様之儀ニ而も願可_レ差出_二候、一己之儀者各江振向置候得者聊所存無_レ之候間、自分が扱はなれ候段ハ氣遣なく時節柄之農業怠無_レ之様ニ致度候、此返答書一ヶ村切ニ早々相認組頭長百姓之内郡代役所迄持参可_レ然候、已上、

二月七日

山中左七郎

前田川組拾式ヶ村

須ヶ川四町

谷田川組七ヶ村

惣百姓中

〔福島県史〕
8 七一六頁

山中のめざす者は、村々の組頭および長百姓らで、主嫌者を郡代役所に誘い出すのがねらいであった。翌八日には、山中代官の下代内町九助を以て、支配下全村へ白河城下へ押寄せた人数を書出すことを命じた。須賀川町・前田川組・谷田川組・川曲組・飯豊組・小野新町組・羽出庭組の村々では、「刑罰に処せん為めならん、さらば白河へ押し寄せよ」と評儀した。藩では農民の動揺に驚き、山中代官の独断専行にたいして差控えを命じた。

覚

此度百姓共及騒動候処、山中左七郎儀致悪口候由ニ而扱下百姓共江罷出候様ニ相触候段事鎮候処ニ右之通之致方不調法ニ候、依_レ之差控罷在候様ニ可_レ被_二申聞_一候、以上、

二月九日

〔前掲同書〕
七一六頁

勘定奉行
らの処分

二月十六日にいたって、勘定奉行杉崎与右衛門は閉門を命じられ、同日郡代佐野武右衛門にたいしては、一揆鎮撫の功を賞した。翌十七日領内大庄屋は白洲に呼出され、佐野武右衛門から次のように叱責された。

「 覚

比度惣百姓共一統御城下江相詰願申上段、大小之庄屋曾而存間敷様無之候、大庄屋共之儀者日頃御擬作を茂被三下置一頭取茂被三仰付置候へハ銘々力ニ不レ及節ハ早速注進も可レ致処無其儀罷有候段、惣百姓共一味同心之躰ニ相見江不届之至候、乍レ然百姓困窮之上一統ニ相願候得者銘々之不レ及力是非なく事ニ及ニ延引一候儀茂可レ在之候、仍御慈悲を以右之御咎メ無之候間、此段難レ有可レ奉レ存候、今日惣百姓共江御裁許之被三仰渡一在之候間、弥致ニ安堵ニ農業励候様ニ可レ尽ニ精力一候、右之趣可ニ申渡一旨、被三仰出二者也、

二月

(前掲同書
七一八頁)

大庄屋が白洲から退出すると、かわって村々農民総代等が呼び出され、郡代佐野武右衛門から口上で願いを取上げる旨の申渡しがおこなわれた。

口上ニ申渡覧

此度百姓共、御城下江相詰願申上候趣達ニ御聴一候処、一二往をも事わけ奉行所江相願取上げ茂滞候者右之通相詰候段も責而ハ可レ為レ尤候、終ニ旧冬已来無ニ其儀一事を工頭より上を不レ憚相詰、其上たとへ山刀・鎌之類にて茂刃物を帯、罷有候もの茂在之由又ハ御門をたゞき声を発し様々法外之態、御領主江奉レ対叛逆同意之任方不届至極、御立腹不レ輕候、公儀江茂被三仰立急度御仕置可レ被三仰付一候得共、全御慈悲を以願御取上ケ御裁許之旨被三仰出一候間、謹而可レ奉ニ承知一者也、

二月

このあと郡代宅へ大庄屋以下を呼び出し、大目付・諸奉行・代官列座のもとで領内各村へ申達がこなわれた。

覚

一此度百姓共願書之趣委細達ニ御聴一候処、領主之御為を茂不レ弁品々申立、剩御城中近ク大勢相集り駅地と申往来之旅人之障リニ茂罷成候程之任方不届至極候、急度御仕置をも可レ被三仰付一候得共、困窮之上無ニ是非一申出其うへ願可ニ取次一庄屋を茂諍論之相手ニ

いたし候願ニ候得ハ、迫り候而右之致方は却而不便ニも被レ為レ思召ノ願之趣御取上ケ百姓共取統候様被レ仰付レ可被レ下候間、安堵仕農業随分無レ油断ノ励可申候、已来とても筋之立候願ハ、御取上ケ可被レ下候間、物騒しく無之其子細可相願候、法外之仕方有レ之候ハ、畢竟下之為成ましく候、

一 杉崎与右衛門事、郡代役所江被差出候儀御家中諸士數年物成半減被仰付候、何とそ御取上ケ指操ニ而近年ニ諸士江本知全を被下分限相応之人馬をも晴候様被遊度思召ニ而与右衛門御見立之上唯今迄在中之儀茂被仰付候得ハ、百姓とも得心不致候へ者不レ被レ及ニ是非一候、依レ之願之通与右衛門儀御役召放閉門被仰付候間、弥可致安堵一事、
右之通被仰出候、郡中江可申渡二者也、

二月

こうして農民たちは一人の犠牲者も出すことなく、しかも農民側の要求は一応満足すべき成果をかちとった。勘定奉行杉崎与右衛門は役儀召放のうえ閉門、続いて二月二十九日代官山中左七郎は役儀召放ちのうえ謹慎、のちさらに追放となつた。三月八日八木権右衛門は、大和守の命をうけて家老土岐半之丞に罷免を申渡したのである。

三月十日、藩は次のような決定をおこなつた。

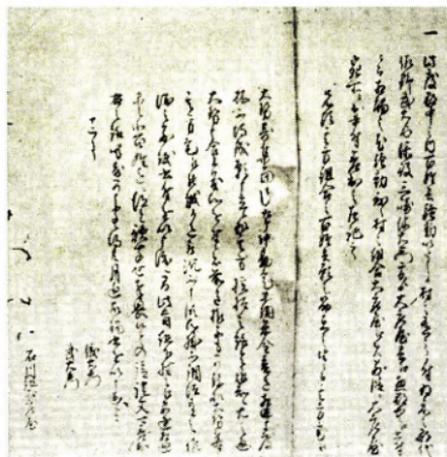
在中御手当不納年府農具代こやし代質物代馬買金免相一損通り秋免御容赦、駒下り金相残候年賦金被下置、且又新法之儀共御免被^(賦)成候(下略)(『福島県史』^(八)三七二〇頁)

在中の困窮者に手当を与えること、年貢諸負担の不納分にあつて年賦返納を認める、農具代・こやし代・質物代・馬買金等の不払分の決済、当年秋の年貢免除、駒下り金の年賦返済残金の棄捐、早川茂左衛門の勸農政策を復活することなどを定めたのである。白河藩の内紛に端を発してひき起された農民一揆は、「不屈之至り」として叱かりおく程度で、ほぼ全面的に農民側の要求を勝ちとつて終了した。

「翁草」の記事

この享保五年白河藩一揆については、神沢杜口^{たご}の著わした「翁草」(『日本雄偉大成』^(三)期第十九頁—三三頁)にも「奥州白川

日八六歳で没したが、この「翁草」は、明和九年(一七七二)神沢六三歳の時の自序がある。初めの一〇〇巻はおそらく明和年中になり、その後一〇〇巻を加えたところ、天明八年(一七八八)正月京都の大火にあつて、その半分を焼失した



享保8年 白河領内百姓強訴記録
 (白河藩記録 前橋市立図書館蔵)

が、再び遍述して全二〇〇巻が完成したのは寛政三年(一七九一)であるといわれる。それによると、「奥州白川領主松平大和守基知は、寛仁深和にて、老母に孝有り、常に下に近くして、衆人懐き親む、途中馬上にても、近習の士と親しく雑談など有り、然れども、寵臣土岐半之丞が為に、其の操を蕩かされ、享保四己亥の冬より、領内の百姓共一統して、翌春三月の始、百姓一万ばかり徒党し、白川の大手へ詰懸り」あるいは、「此の半之丞事、元米倭姦強悪の者にて、基知の湿润なるを思ふ儘に、酒淫を以て足を蕩かし、奢侈驕慢、日を追て募りしかば、国枯て民を虐する事に至り」とあって、藩主大和守基知は奸臣土岐半之丞のためにその操を蕩かされ、藩財政は窮乏し、藩政はみだれついに農民一揆をひきおこしたと記している。また享保十四年八月基知の病死によって、養子土佐守義知が家督を相続し大和守と改めたが、江戸・白川両所において家中以外の外に騒動すとあって、藩政は絶えず動揺していたことが知られる。

(菅田 宏)

享保八年領内百姓強訴

享保八年(一七二三)、白河領内は風損・水損・川欠・青立等の被害多く、ひどい不作であった。年貢完納はとうてい無理な状態だったが、

藩役所や各組大庄屋はそれに対する配慮に欠けた。十二月十六日、まず石川組村々の農民達は、不作のため年貢の半分を春まで延納させてもらいたいと、石川組大庄屋に押しかけたが、大庄屋はその願いを藩に取りつぐことをこぼんだ。怒った農民たちは、白河城下に押し出して直接強訴におよんだ。藩では、「御上之儀は如何可有之哉難計候得共、成ル不成願之趣ハ可申上候間、村々に引取候様申聞」かせたので農民は一応帰村したが、これはたちまち他地域へも波及し、十九日夜は浅川組と小高組、二十日夜は小作田組、二十一



享保9年正月 騒動不参加につき百姓請文（中畑 岡崎長成蔵）

日夜は川曲組、二十三日夜は旗宿組の農民が、それぞれ組支配の大庄屋宅に大勢で押しかけ。年貢米金の半分の延納を要求した。

前項の享保五年の一揆で、農民は団結して行動することの効果を知っており、事実、領主側には大きな脅威を与えた。したがって藩はこの時も農民の要求を認め、十二月二十八日、領内各組の大庄屋を通して、今回の百姓の騒動は「我儘成致方重々不届至極」ではあるが「一、当年は世柄悪敷、水損等有之候得ば、其組合村々強弱ニ随ひ、多少ニ不限高引等御手当も有之候、前後之義を不_レ相弁_レ、狼_レがわしき願申候段難_レ心得_レ候。一、潰_レものニ不_レ限、難_レ決之百姓共願ハ大庄屋吟味之上委細相改、春に至り可_レ申出_レ候、其節遂_レ吟味、筋立候品ハ_レ訳立可_レ遣候」との布達を出し、農民の要求はこの時も通った（藩記録『県史』）。

しかし騒動落着後、藩は以後絶対にこうした騒ぎを起さないよう各村の農民から請文を出させている。次の史料は中畑村の百姓二一名連署の請文である（『矢吹町史』2巻（資料編14—三四六））。

（巻）
□上申証文之事

□□田畑立毛取少ク、当□御百姓共難儀仕候義御_{（上カ）}江被_レ仰上_レ被_レ下候所、御掃城被_レ為_レ遊候後被_レ仰達、御慈悲御了簡可_レ被_レ成下_レ之旨被_レ仰渡_レ候由、被_レ仰聞_レ難_レ有_レ奉_レ承知、□_{（就）}之落着農業之心を致候様仰付畏入候、此上賜組々騒動仕候共、当村之儀加談仕申間敷候、若相背候者御座候ハ、如何様ニも可_レ被_レ仰付候、為_レ後日_レ仍而如_レ件、

享保九年辰正月

御百姓与市右衛門_{（印）}
（以下二〇名省略）

加えて、この一揆で注目したいのは、領主と農民の間に立つ、大庄屋・庄屋の動きで、かつて天和元年の領内惣百姓訴願の時には、農民を代表して江戸にまで越訴におよんだ彼らが、ここでは「百姓共」の「願之趣取次申段ハ難_レ罷成_レ」と領主側の利益を代弁して農民の怒りを買ひ、ま

た領主側からは、「百姓共」が「其方共宅江罷越候迄、取洗^{うしや}不申段、心掛不調法」と叱責され、村落支配の末端組織の不安定さを示しているのである（『藩記録』^{「藩」}八七―四頁）。

享保十一年（一七二五）、奥州道中治いの大輪久（大和久）村など六カ村の農民が、諸大名参動の上り下りの寄人馬の負担に苦しみ、助郷の組から脱退したいとして徒党・直訴するという事件が起つた。詳細を示す史料はないが、同年十月、藩が六カ村の検断に出した申渡書がある。

申「」

六ヶ村検断・組頭

先頃海道筋村々百姓大勢申合、組外願ニ御城下に相詰候、徒党がましき直訴之儀者兼而御制禁被^レ仰付^ニ度々御請証文を茂指置候処、背^ニ御掟^ニ我意働候段不届至極候、依^レ之居村頭取之ものハ急度死刑ニ可^レ被^レ仰付^ニ候得共、御慈悲を以^テ一命御助、町在におゐて七日相さらし過料被^レ仰付^ニ候、（中略）庄屋申合敗指止メ願^ニ指出間敷^{（あいとここお）}無^レ其儀^{（あいとここお）}役前を失ひ候段不届之事情、急度可^レ被^レ仰付^ニ候得共、庄屋閉門被^レ仰付^ニ候ニ付、（検断へは）海道筋之儀御用茂相滞候故御容謝被^レ成候、以来役筋細心を付入念可^レ相動候、尤右之趣村々惣百姓水吞共迄江茂申聞セ、向後弥相慎^{（きようこう）}徒党がましき申合仕間敷段、御請証文可^レ指出^ニ者也、

十月

（大東村川東、吉田家文）
書『鼎史』8六九二頁

これに対し、大輪久村^{（和）}では、百姓四二名、組頭二名に、検断芳賀仁兵衛・庄屋芳賀助右衛門、さらに新城組大庄屋小針十右衛門が署名捺印して、請証文を指し出している。

（四）寛保の騒動

寛保二年の強
訴・うちこわ
し・越 訴

白河藩主松平大和守基知とその養子義知の支配期間は、まさに農民の動向によって藩政がゆり動かされた時代といって過言でない。寛保二年（一七四二）三月、大和守義知は幡州姫路に転封され、かわつて越後高田から松平（久松氏）越中守定賢が入封することになるが、その直前に榊原政永が姫路から越後高田に移され、白河藩領のうち白川・石川・岩瀬・田村四郡にわたる約八万四、六〇〇石の村

々が高田藩の分領となる。現矢吹町に入っている村では、矢吹・松倉・三城目・明岡・柿之内・中畑新田が白河領、中畑・大畑・中野目・神田・堤・須乗・同新田・大和久が高田藩分領となる。

この所替に当たって、農民たちはまたも全藩的な一揆で追いうちをかけるのである。

寛保元年（一七四一）十一月、郡中大庄屋立合、各庄屋連判で、大要次のような趣旨の願書が出された。

- (1) この年の年貢皆済の時期を年内ではなく、先例の通り明年三月まで延期してほしい。
- (2) 歳普請その他の諸普請人足は先規の通り人足だけとし、諸入用金・作料まで村々へ割付けるのはやめてほしい。
- (3) 年貢米上納引請は、古法の通り在納（ざいなん）にしてほしい。
- (4) 御城米納も、今迄の通りにしてほしい。
- (5) 夏成余内買米も、古法通り町売買米上米の相場で上納するようにしてほしい。
- (6) 金附奉公人の「人代り」は、三人だけにしてほしい。
- (7) 上納段（じょうなんだん）は、代銭納でなく品納にしてほしい。
- (8) 俵じめ人足賃銭や馬売買口銭は、正人足にしてほしい。
- (9) 古法にない荷口銭取立て、手馬附諸荷物送りの増銭を止めてほしい。
- (10) 他所売米の禁止を解除してほしい。

（中畑小針家文書「松平大和守様御所替二付」
「万寛書」矢吹町史²巻 資料編14—17）

また翌年（寛保二年）正月には、同様郡中庄屋連判で、以前より差し出させられていた諸用金、御大用の際の高掛り金（高一〇〇石に三兩）・御質米・御頼金（おたのしみかね）（各組に六〇兩）の返済をせまっている（同右）。こうした、村役人層をもふくむ全藩的な訴願と呼応して、寛保二年（一七四二）正月二十四日から領内各地の農民は直接行動にうつり、またも白河城下に集合するのである。

『白河藩記録』によれば、二十五日夜「百姓共願之義有_レ之とて、在々より追々白川江相詰」め、二十六日朝には「大手先江も三可罷越_レも難_レ計」き状況となった。藩は防備を固める一方、「在方役人初、郷目付共差立あらだて不_レ申、願之_レ訳承届けさせ候様申付」け、集合した農民へは宿舎と粥の世話をしてなだめたので、農民勢は城へは押しかけず、白河町

内でうらみをかっていた富商の家をおそった。桜町の大高藤内・藤七・茂兵衛・文治、田町の平三郎・丈左衛門、大工町の伝十郎、天神町の藤兵衛方などは土蔵までもうちこわされ、その様子は「大勢押込家たたき破り、諸道具取出し是以洗とどち損じ、事之外の騒動」であった。在方でもうらまれていた庄屋宅がうちこわされた(史)。

二十七日、藩側の慰撫策もあり、農民達は姫路の代官に約三〇通の願書を提出し、二十八日によりやく帰村するのである(前掲小針家文)。しかし藩側の回答は、農民たちの満足すべきものではなかった。かちとったものは、(1)奉公人一人に一兩二分の手当、(2)個人や村から藩の借り上げ米金は一〇年賦で返済する、(3)一組より六〇兩の借り上げ金は先年来貸し付けの年賦米金・小役不納分で相殺するの三つのみであった(藩記)。

勢いによつていた農民側は、積年の苛酷な取奪を一举に軽減させる好機として、同年三月領内惣百姓を結集して江戸へ直訴を企てる。これに先立って、矢吹地方のほとんどの庄屋が連判してこの越訴について次のような誓約書を出している。

相定書之事

(仲問)

一、此度大望ニ付組合中真之内中人江戸江被_レ罷登_レ候答相極申候、尤夫金之儀大方三兩中真立かひ可_レ致候、_(外心) 訳立候入用金者格別ニ御座候、其外江戸表ニ而筋立候一統入用金者何程ニ而も脇組同様ニ差出可_レ申候、何ニ而茂此願ニ付組合ニ相洩申筋無_レ御座候、尤先々江戸登之衆如何様之科ニ相成候共、近々罷登同様之難渋ニ可_レ申請候、此段少茂相違無_レ御座候、於_レ違変一ハ可_レ蒙_レ神明罰ニ候、為_レ後日一仲真連判仍而如_レ件、

寛保二年戊三月 神田村庄屋 太兵衛、中野目村庄屋太左衛門、明岡村庄屋 甚右衛門、堤村庄屋 清左衛門、大畑村庄屋

久治、中畑村庄屋 長右衛門、中畑村同 七左衛門、松倉村庄屋 与右衛門、須乗村庄屋 弥三衛門、同新村村庄屋 平左衛門、三城目村庄屋 伊藤十五郎。

松崎村庄屋 忠左衛門殿

(前掲小針家文
書一乃覽書)

願書をもつて江戸へ越訴に行く代表の一切の経費を組合で負担し、もし代表がどのような罰をうけようとも、共同の責任をとることを神明に誓ったのである。

この動きを察知した藩は、代官樋上九之平を通じて、村々の庄屋・組頭・百姓代表を各組大庄屋宅へ召集し、「今以百姓共之内我意（に）乗じ、上を不_レ憚_レ背_レ御法、直訴ニ罷出之上騒立候村方も有_レ之段不届至極」である。これまでは所替の際なので穩便にとりはからってきたが今後は容赦しない旨の申し渡しを行った（三月三日、前掲文書）。しかし、惣百姓の結束は固く、直訴状が作成され、八名の代表（本沼組・板橋組・釜子組・浅川組および西海道村々の代表）がこれを江戸に持参し（三月十一日出発）、四月五日幕府勘定奉行木下伊賀守に提出したのである。

その訴願書は長文であるが、大要は次のようなものである。すなわち、慶安検地以来の村々の困窮の累積の実状を述べ、労働人口の流出・減少による手余り地にまで課税されているが、村請負寄合請負で負担耕作することはもはや限界である。また領内の女子少なくて従って出生児も少なく人口は減るばかりである。金付奉公人内給の負担も年々過重となり、拝借米金の利子付年賦返済による困窮も増大している。運搬の困難からくる米価下落、街道筋村々の諸大名通行の際の勞役負担もひどい等をくわしく訴え、一挙に慶安検地以前の古法にもどしてほしいと要求している（前掲小針家文書、および表郷_所）。
（村菊地家文書『福島県史』8

この要求は、幕藩体制の根本にかかわる問題を含み、幕府としてもこれを認めるわけには行かなかったが、幕藩支配体制の動揺を農民たちが敏感に受けとめ、体制の基本的な変更を要求する行動をとったことは注目してよからう。ただしこの直訴の結果（農民のかちとったもの、あるいは犠牲者など）を示す史料は残念ながら見つからない。

（糠沢 章雄）